

## 第2分科会資料1

### 第2分科会担当事項

- ・『基本構想』全体に関わる事項と目標2，目標3
- ・『基本計画』全体に関わる事項と目標2，目標3
- ・目標2 快適に暮らせるまちづくり（13項目：インフラ・社会的基盤）
- ・目標3 安心して生活できるまちづくり（15項目：広い意味の福祉政策）

### 審議方針

- ・両案の基本構造に従いながら，ほとんどの項目について，結果的に構造を変えない方向で検討．
- ・「地域福祉」部分については，大幅に改訂．

### 審議結果（5回の審議を経て）

- ・第2分科会答申（別紙）
- ・第2分科会修正案（『基本構想』，『基本計画』改訂案）
- ・全体に関わる部分 第2分科会資料2：全体に関わる提案部分

平成 16 年 9 月 16 日

周南市まちづくり総合計画審議会会長殿

第2分科会会長

周南市まちづくり総合計画原案（基本構想・基本計画目標2・3）について（答申）

平成 16 年 7 月 27 日に周南市まちづくり総合計画審議会において分担された標記項目について、本分科会は慎重に審議した結果、意見を付して答申します。

なお、本答申の審議に当っては、周南市まちづくり総合計画審議会において、分科会における議論を踏まえるとともに、以下の事項について留意されることを要望します。

#### 記

- 1 「将来の都市像」については、「環境立市 周南」の提案が出ていることを付記します。環境問題への取り組みは、すべての地域があらゆる次元に亘って取り組むことが求められており、環境教育も非常に重要な役割を果たします。周南市でも循環型社会モデルへ向けての取り組みが見られ、市民、事業所、行政が協働し、共生に根ざしたサステイナブルな地域社会の構築に向けた取り組みを展開するように求めます。
- 2 地域福祉のあり方に関しては、社会において大きな展開が見られます。この展開に合わせて『基本計画』の「第3節 23 地域福祉」を別紙提案（差し替え済み）のように変更されることを求めます。
- 3 『基本構想』「第6章 主要プロジェクト」については、内容をくみ取った標題「ひと・輝きプロジェクト」に変更するよう求めます。併せて、各標題項目に付けられている「プロジェクト」を「プラン」に変更するよう求めます。
- 4 『基本構想』「第7章 推進方策」については、内容を表す標題「行財政課題」に変更するよう求めます。
- 5 『基本構想』「第7章 1 行財政改革の推進」に、制度として行財政を検討・評価するために、「行政評価制度の導入」を明文化し、加えることを提案します。
- 6 「時代の潮流」と「周南市の課題」が結びつきにくいので、時代の潮流を周南市の現状や動向と結びつけた上で、周南市の課題を導き出すよう求めます。

- 7 計画の体系は、基本構想・前期基本計画で構成されるが、実施計画が示されていない、具体性が薄く、成果指標も欠けている。この点は数値目標や実施時期を示した詳細な「実施計画」を策定し、実施結果については、政策・施策・事業について遂行結果を把握した上で、「行政評価制度」によって内外の両側面で評価することに努められたい。
- 8 分析の根拠となる統計的数値などを具体的に示すとともに、図表などを適宜差し込み、親しみやすい構想や計画とすることを求めます。
- 9 基本構想と前期基本計画を「目標と施策」が繋いでおり、その2節（快適に暮らせるまちづくり）と3節（安心して生活できるまちづくり）で、それぞれ13項目と15項目が掲げられている。それぞれの項目で施策の方向性が示され、施策の体系が示されている。これらの「施策の方向性」と「施策の体系」について、より専門的で、より人に優しい取り組みとして充実することが求められている。合併前の各市町でも福祉・環境・産業活性化などにおいて多くの計画を策定してきた実績がある。今後、本計画に従い、目標別計画をより洗練し、市民に求められている問題に応えられるように努められたい。
- 10 審議過程で明らかとなった語句や表現・文章の変更については、各分科会と全体会議の議論を踏まえて、統一的に修正されたい。

#### 添付文書

- ・第2分科会資料2
- ・『基本計画』改定版：目標2，目標3

## 第2分科会資料2：全体に関わる提案部分 凡例：~~削除~~修正文

『基本構想』に関わる部分の修正案

『基本構想』第1章 1 時代の潮流 (7) 地方分権時代の到来

(7) ~~地方分権時代の到来~~住民参画意識の高まり

「身近な地域のごことは、地域で考え、行動し、決定する」「住民に身近なごことは住民が参画し、その責任において決める」という意識の高まりにより、平成12年(2000年)に、これまでの国と地方の関係を見直すことを目的とした地方分権一括法が施行され、地方分権の時代が本格的にスタートしました。

「国庫補助負担金の改革」「税源移譲を含む税源配分の見直し」「地方交付税の見直し」を内容とする「三位一体の改革」が進められており、今後はそれぞれの自治体が豊かな地域社会の創造を目指して、住民本位の施策を住民参画のもとに、地域の实情に応じて展開していくことが一層求められています。

このためには、地方分権の時代にふさわしい新たなシステムの確立が必要となっており、行財政基盤の充実等を図るために、市町村合併へ向けた取り組みが全国的に展開されています。

『基本構想』第6章 ~~主要プロジェクト~~ひと・輝きプロジェクト

### ~~ひと・輝きプロジェクト~~

- 【1 子どもが健やかに活躍できるまち~~プロジェクト~~プラン】
- 【2 生きる力を学ぶことができるまち~~プロジェクト~~プラン】
- 【3 個性的なライフスタイルを応援するまち~~プロジェクト~~プラン】
- 【4 みんなでつくるまち~~プロジェクト~~プラン】

以下、関連部分の標題修正必要。

『基本構想』第7章 ~~推進方策~~行財政課題

この総合計画に掲げる施策，事業を効果的に，確実に，そして着実早急に推進していくため，以下の事項に積極的に取り組んでいきますとともに，進行管理システムとして「行政評価制度」を導入します。

関連修正あり [ 『基本計画』第6節 ]

『基本計画』に関わる部分の修正案

『基本計画』第3章 第6節 ~~推進方策~~行財政課題

・~~第6節~~第4章 ~~推進方策~~行財政課題

・修正点1

本市を取り巻く財政状況は（略）

さらに，より良いサービスの提供と効率的かつ効果的な行政運営の推進に向けて，市民と行政が協働して行財政改革に取り組み，行財政の進行状況を管理するとともに，その成果を検討するために，「行政評価制度」を導入します。

・修正点2

行政改革の推進 A 事務事業の見直し

・複雑，多様化する事務事業に限られた財源・人材で対応していくために，行政評価システムを導入しにより，事務事業の効率・効果~~→~~・効果~~→~~を評価点検し，内容の見直しや改善を行い，効果的・効率的な行政運営を図ります。

## 第2節 快適に暮らせるまちづくり

### 10. 道路

#### (1) 現況と課題

本市は、市域が656?と県下第1位の面積を有しており、市域の一体化がまちづくりにおける重要課題の一つとなっています。

市内には中国自動車道と山陽自動車道の高速道路をはじめ、国道2号や国道315号、国道376号、国道434号、国道489号、また、県道新南陽下松線、新南陽日原線、県道徳山光線など、幹線道路ネットワークは比較的整備されています。

しかし、東西に走る国道2号等においては、特に早朝通勤時の交通渋滞が慢性化しており、大きな問題となっています。

このため、慢性化した交通渋滞への対応や市域の一体化推進のための道路環境の整備に向け、既存道路の整備、充実を図るとともに、新たな幹線道路の整備が大きな課題となっています。

平成10年に候補路線となった、**西部から臨海部を結ぶ**經由し、**東部に至る**地域高規格道路「周南道路」は、産業の活性化や交通渋滞の緩和、沿道環境の改善にも寄与することが期待されており、早期建設を図る必要があります。

市街地の生活基幹道として機能する都市計画道路については、67路線、総延長116.65kmを都市計画決定していますが、その整備状況は、整備済延長79.84km、整備率68.4%（平成15年3月末現在）となっており、今後とも、計画的な整備を図っていく必要があります。

一方、地域に密着し、市民生活にとって最も関わりの深い生活道路である市道は、総延長約1,143km、道路改良率61.6%、舗装率94.1%（平成15年5月末現在）で、比較的高い整備状況となっていますが、より市民の利便性の向上を図るとともに、安全を確保する上からも、各地域において一体的な整備、改良を促進する必要があります。

また、市民のだれもが道路を安全・快適に利用できるように、歩車道の段差解消等のバリアフリー化や、新設にあたっては、ユニバーサルデザインの導入により整備を進めることが求められます。

#### (2) 施策の方向

高速道路網を中心とした有機的なネットワーク構築の促進を国、県に働きかけます。

生活道路については、地域活性化やコミュニケーション空間としての活用とあわせ、**地域実情を勘案しながら、**市民参加型の道路環境づくりを進めます。

### (3) 施策の体系

道路	広域ネットワークの充実 市内ネットワークの拡充 安心・安全・快適な道路環境づくり 公共空間としての生活道路整備 新しい道路をつくるための基準づくり
----	---

### (4) 施策

広域ネットワークの充実

#### A. 既存幹線の改良・改善

- ・ 東西の大動脈・国道2号は徳山地域（戸田地区）や熊毛地域において、4車線化の拡幅事業が進むなど、渋滞の緩和策が進められていますが、その他の渋滞、事故多発箇所についても、改良改善策の実施を国・県に働きかけます。

#### B. 新規路線の整備促進

- ・ 「周南道路」の早期実現に向けた取り組みを推進し、候補路線から、計画路線、整備区間となるよう整備促進に努めます。

市内ネットワークの拡充

#### A. 地域拠点間道路の改良・改善

- ・ 活発化する地域間交流に対応するため、市内の拠点地区を結ぶ国道、県道の改良を国・県に働きかけます。

#### B. 都市計画道路の整備

- ・ 市内移動の円滑化と都市活動の活発化の基礎となる都市計画道路については、継続事業を引き続き推進するとともに、新規路線については、その有効性についての綿密な検討に基づき、計画的な推進に努めます。。
- ・ 土地区画整理事業等を通じて、都市計画道路と周辺地区の調和したまちづくりを推進します。

安心・安全・快適な道路環境づくり

- ・ 歩道と車道の段差を解消するなど、バリアフリー化を推進し、だれもが安心して利用できる道路環境を創出します。
- ・ 交通量の多い幹線道路において、歩行者や自転車、車椅子利用者の安全を確保するため、歩道・自転車道の整備を進めるとともに、生活道路や通学路の安全対策の充実に努めます。
- ・ 定期的な点検、早急な補修事業を行い、安全な道路環境の維持を図るとともに、緑地帯の整備や電線類の地中化等により、災害に強く、景観にも配慮した快適な歩道空間の創出を図ります。

## 公共空間としての生活道路整備

### A．市民の憩いの場としての道路整備

- ・ 市民生活に潤いや安らぎを与える道路の環境づくりを目指し、ベンチやポケットパークなど、市民の憩いの場としての整備に努めます。

### B．市道から市民道への転換

- ・ 「つくる」から「使う」道路としての視点で、市民の声や利用者のニーズを反映した道路づくりに努め、親しまれ、愛される道路の整備を進めます。
- ・ 生活基盤である市道の維持・管理については、市民とのパートナーシップにより、市民が守り育てる市民道としての環境整備を目指します。

## 新しい道路をつくるための基準づくり

- ・ 市民の一体感の醸成や地域の均衡ある発展、また、円滑な地域間交流の促進を図るため、新たな道路整備の推進に努めるとともに、新規道路の選定には、緊急性や効率性など、事業評価の基準を設け、公平で公正な事業の選定に努めます。

## 1 1 . 公共交通

### ( 1 ) 現況と課題

本市は、国道 2 号をはじめ、山陽自動車道、中国自動車道が走り、広域的な道路交通網の要衝となっています。さらに、徳山港と九州(大分県)とを結ぶフェリー航路やその徳山港に隣接して J R 山陽本線・山陽新幹線の徳山駅もあり、海上交通と陸上交通を結ぶ結節点となっていることから、この利点を生かした交通ネットワークの形成が必要となっています。

また、本市は、市域が広く、日常生活における移動の必要性が高い都市構造となっていることから、通勤・通学者の交通手段として自家用車と公共交通機関の利用が高い状況となっています。

公共交通機関としては、私営バスと J R 山陽本線、岩徳線、そして離島航路である大津島航路がありますが、いずれも市民の日常生活に不可欠な生活交通として重要な役割を果たしており、利便性の向上を図っていくことが求められます。

しかしながら、採算性等の問題もあることから、利用の促進等により、これらの生活交通の維持・確保を図ることが重要な課題となっています。

また、公共交通機関の路線周辺以外の地域等における、高齢者や子どもはじめとした車を持たない交通弱者に対する交通手段の確保が重要な課題となっています。

### ( 2 ) 施策の方向

公共交通機関の利用促進や交通事業者に対する支援等により、生活交通の維持確保を図り、市民が利用しやすい公共交通体系の確立を図ります。

### ( 3 ) 施策の体系

公共交通	公共交通機関の充実 生活交通の維持・確保
------	-------------------------

### ( 4 ) 施策

#### 公共交通機関の充実

- ・ 鉄道については、利用の促進を図りつつ、新幹線「のぞみ」の徳山駅停車の増便や山陽本線、岩徳線の市民の利用実態に合わせた運行ダイヤの適正化を J R に要請していきます。
- ・ バスについては、児童生徒の通学や高齢者の重要な移動手段となっていることから、利用者のニーズに対応した利便性の高い運行を要請します。

#### 生活交通の維持・確保

- ・ 市民の足として欠かすことのできない生活交通の維持・確保を図るため、不採算バス路線についての助成制度の維持、拡充を国・県に働きかけるとともに、事業者に対し路線の存続を図るよう要請します。
- ・ 広域化の進展や高齢化の進行等に対応し、地域住民の移動手段の確保を図るため、各地域の状況をふまえながら、それぞれの特性に応じた交通システムを検討し、交通サービスの整備充実を図ります。
- ・ 離島航路については、引き続き、島民の生活や観光のための交通の確保に努めます。

## 1 2 . 港湾

### ( 1 ) 現況と課題

本市はこれまで、天然の良港であり、特定重要港湾に指定されている徳山下松港を基盤に発展を遂げてきました。

周辺には石油化学コンビナートが形成され、石油や化学、鉄鋼等の基礎素材型産業をはじめとする多くの企業が立地しています。

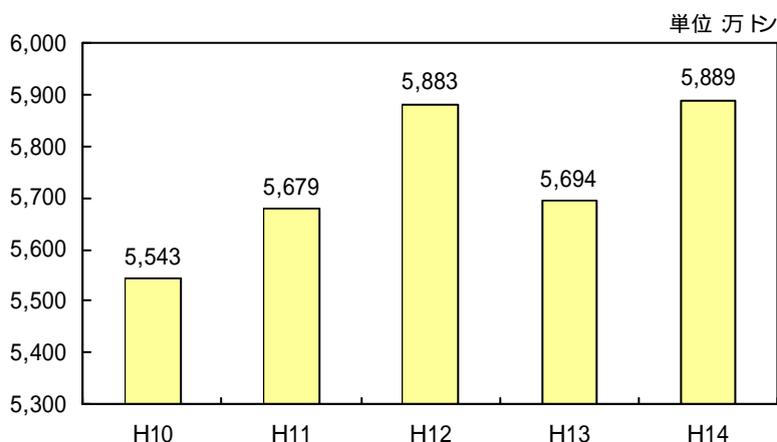
徳山下松港（徳山港区、新南陽港区）にはマイナス 14 m の大型岸壁をはじめとして、マイナス 12 m 岸壁やマイナス 10 m 岸壁等の公共埠頭が 27 バース、各企業の専用埠頭が 106 バース整備されており、平成 14 年における年間の取扱貨物量は **5,889** 万トンと高い数字を示しています。

特に、マイナス 12 m の徳山コンテナターミナルの整備により、国際定期航路も 9 航路となり、取扱量も当初の約 6 倍と大幅な伸びを示しています。このため、最近ではバースの空き待ちといった状況も生じており、2 バース目のマイナス 12 m のコンテナターミナルの整備が求められています。

こうした中、徳山下松港は平成 15 年に、新たにリサイクルポートの指定を受け、今後は動脈物流\*に加え、静脈物流\*の拠点港としても大きな役割を果たしていくことが期待されており、さらに港湾機能の充実を図っていくことが大切です。

一方、徳山港区においては、「ポートルネッサンス 21 計画」に基づき、山口県において、晴海地区に親水公園等の整備も進められており、中心市街地に隣接する港としての特性・特長を踏まえ、JR 徳山駅周辺で予定されている中心市街地活性化事業と整合性を図りながら、市民に親しまれる空間の整備を図っていくことが必要です。

グラフ 徳山下松港年間貨物取扱量の推移



徳山下松港全体の数値（徳山港区・新南陽港区のほか、光・下松港区を含む）  
資料：港湾統計

## (2) 施策の方向

国際港としての地位強化に向けた施策を充実し、道路と有機的に連携するとともに、憩いの場としての港湾の整備を促進します。

## (3) 施策の体系

港湾	港湾の整備 憩いの場としての港湾づくり（ポートルネッサンス21計画の促進）
----	--

## (4) 施策

### 港湾の整備

- ・ 産業活性化の基盤となる港湾施設・環境の整備を促進します。

#### A．港湾施設・環境の整備

- ・ 新南陽港区におけるN7埋立事業及びマイナス12m岸壁の整備を国・県に要望するとともに、港湾施設と高速道路ネットワークとのアクセス改善に取り組み、国際競争力のある港湾施設の整備を促進します。

#### B．リサイクルポート関連施策の充実

- ・ 環境にやさしい海上交通の拠点として、その特性を生かした静脈物流の拠点としての役割を強化し、リサイクル産業施設の立地促進等を通じて、良好な環境の創出と地域経済の活性化を図ります。

### 憩いの場としての港湾づくり（ポートルネッサンス21計画の促進）

- ・ 中心市街地との連続性に配慮しながらポートルネッサンス21計画を引き続き促進し、歩道や散策広場等の整備により、市民や観光客が集い、憩い、楽しめる空間づくりに努めます。

### 動脈物流・静脈物流

動脈物流は一般の商品や原材料の輸送、静脈物流は廃棄物やリサイクルに関する物資の輸送。

## 13. 公園・都市緑化

### (1) 現況と課題

公園は市民に潤いのスペースやスポーツ・レクリエーションの場を提供するだけでなく、コミュニティ活動の拠点として、また、災害時における非難場所としても重要な役割を果たしています。

本市の都市公園は141箇所あり、その面積は170.6haで、都市計画区域内の一人当たりの公園面積は12.1㎡と、全国の平均8.5㎡、山口県の平均11.3㎡をそれぞれ上回っています。また、永源山公園や周南緑地等の大規模な公園緑地は、広場や遊具のほか、文化・スポーツ施設も整備されており、周南地域における憩いの場となっています。

このように、本市では比較的、公園整備は進んでいるものの、設置箇所が既成市街地に集中していることなどから、今後とも整備水準の低い地区等において周囲の状況を考慮しながら計画的に整備を図っていく必要があります。

また、公園をだれもが安心して利用できるように、既存施設のバリアフリー化や新たな整備にあたってはユニバーサルデザインの考えに基づき、事業を進めていくことが求められています。

さらに、公園は市民が最も利用する公共施設の一つであることから、施設内容等を**立案・**決定する際には、市民の意見を積極的に取り入れ、市民参画のもと、事業展開を図っていくことが大切です。

また、公園・緑地の管理についても、**必要な場合には整理統合を含めた**維持管理体制の充実や地元自治会、公園愛護会等の市民参画により、潤いのある快適な環境を持続していく必要があります。

### (2) 施策の方向

都市環境の改善や市民のレクリエーション需要に応えるため、さらには防災拠点としての機能を踏まえ、適正な規模と配置に基づき、公園・緑地の効果的な整備を進めます。

### (3) 施策の体系

公園・都市緑化	公園・緑地の整備 緑化の推進
---------	-------------------

### (4) 施策

#### 公園・緑地の整備

- 公園・緑地の整備により、都市生活環境を改善し、憩いや潤いの場を提供するだけでなく、市民の安全確保を目指します。
- 「緑の基本計画」を策定し、防災拠点、交流拠点としての機能や整備水準等をふまえ、公園・緑地の適正な配置と計画的な整備を図ります。

- ・ 合併記念公園化事業の推進を図ります。
- A . 生活に身近な公園の整備（住区基幹公園：街区、近隣、地区公園）**
  - ・ 地域コミュニティ内や徒歩圏内に位置する身近な公園として、市街地開発に合わせて整備を図ります。
  - ・ 高水近隣公園については、施設の整備を図り早期開設に努めます。
- B . 市民の多様なニーズに対応する公園（都市基幹公園：総合・運動公園）**
  - ・ 市内外から多くの利用者が訪れる永源山公園は、入り口や駐車場等の整備・充実を図り、利便性の向上に努めます。
- C . 緑地の整備・保全**
  - ・ 工業地帯からの公害や火災等に対する緩衝機能だけでなく、緑あふれる市街地のオアシスとして市民に親しまれている周南緑地については、幅広い世代が集い、憩い、遊ぶことのできる憩いの里やテニスコートの整備・充実を図ります。
  - ・ 周南緑道緑地については、再整備により防災拠点としての機能の充実を図ります。
- D . ユニバーサルデザイン化の推進**
  - ・ 公園の整備や改修において、緩やかなスロープや多目的トイレの設置など、すべての市民が安全に安心して利用できる施設の整備を図ります。
- E . 市民参画による公園づくり**
  - ・ 新しい公園の整備や既存の公園の改修にあたっては、ワークショップの開催等を通じ、計画づくりからの市民の参画を促進し、意見やアイデアの反映により、愛着が感じられる個性ある公園づくりを目指します。

## 緑化の推進

- A . 街路整備や公共施設の緑化推進**
  - ・ 都市計画道路やシンボルロード等の美化・緑化や学校、公営住宅等の公共施設への緑化を推進します。
  - ・ 街路樹については、沿道の住民との協働により引き続き適正な維持・管理に努めます。
- B . 市民レベルでの緑化の促進**
  - ・ 宅地開発における建築協定や地区計画に基づく生垣設置をはじめ、民有地の緑化や花いっぱい運動等による潤いのあるまちづくりを促進します。
  - ・ 緑化に関する情報提供や相談を行う窓口の設置を検討し、市民レベルでの緑化意識の高揚を目指します。
- C . 市民との協働による管理運営**
  - ・ 公園愛護会をはじめとする市民団体等との協働による、身近な公園・緑地の管理運営に市民の参加ができる体制を目指します。

## 14. まちの景観

### (1) 現況と課題

まちの景観は、地域の歴史や文化、自然環境、市民とまちとの関わりなど、さまざまな要素が作用して形成されます。

本市においても、徳山地域の市街地では、戦後の復興事業により緑豊かな美しい街並みが整備され、鹿野地域においては、潮音洞や漢陽寺を中心として、周辺の歴史資源と調和した清流通りが整備されるなど、各地域において、地域特性を生かした景観を形成するまちづくりが行われ、市民に安らぎと潤いを与えています。

また、市街地においては、都市計画に沿った計画的な整備に加え、建築物の色や敷地の利用等について一定の取り決めを行う地区計画の導入や、電線類の地中化等により快適な都市景観の形成に努めています。

今後もこうした取り組みにより、地域の歴史や伝統に配慮したまちづくりを計画的に進め、美しい街並みを残していくことが必要です。

特に、公共施設の整備にあたっては、景観形成の模範となるよう周辺環境への配慮が大切です。

### (2) 施策の方向

地域の歴史、文化を考慮し、周辺の景観と調和した美しいまちの景観を形成します。

### (3) 施策の体系

まちの景観	地域特性に応じた景観の形成 美しい景観の形成 市民の参画による景観の形成
-------	--

### (4) 施策

地域特性に応じた景観の形成

- ・ 海岸部における都市集積や山間部、島しょ部等における豊かな自然など、多彩な地域特性を生かした景観の形成に努めます。
- ・ 学校や公民館をはじめとする公共施設の整備の際には、地域の歴史や文化、周辺の環境、景観に配慮したデザインの採用に努めます。

美しい景観の形成

- ・ 大規模な民間宅地開発等においては、地区計画等を誘導し、地区全体の住環境の保全、緑地の確保等に配慮した開発の指導に努めるほか、周辺景観との調和を優先させた適切な指導・誘導を行います。

#### 市民の参画による景観の形成

- ・ 公共施設や道路の整備の際には、計画段階から市民の意見や要望を取り入れながら進めるほか、緑化運動、花いっぱい運動等を通じて、市民の参画による景観形成を図ります。

## 15. 住宅・住環境

### (1) 現況と課題

本市の人口は少子化等の影響により減少傾向にあります。世帯数は、核家族化の進展等を背景に年々増加しており、平成12年の国勢調査によると総世帯数は60,805世帯で、今後、さらに増加することが予測されます。

こうした中、住宅状況は持ち家比率が62.4%で、その他を公営住宅や民間借家等の賃貸住宅でまかなっている状況です。地域別でみると、熊毛地域や鹿野地域においては持ち家比率が90%を超えて高く、徳山地域や新南陽地域においては平均を下回っており、地域によって居住形態やニーズが異なっています。

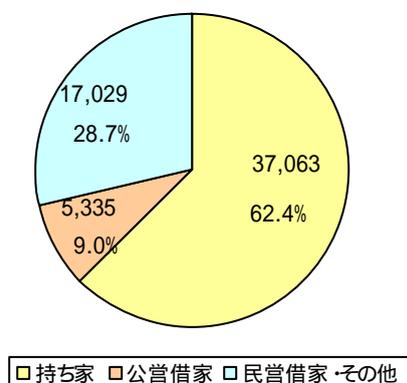
一方、市営住宅は、管理戸数が4,009戸（平成16年3月末現在）で、他市と比較するとかなり高い水準にあります。高度成長期の昭和30年～40年代にかけて整備、建設されたものが多く、施設の老朽化が進んでいます。

このため、計画的に補修、改善等を実施するとともに、耐用年数を経過した住宅については除却、建替え等を実施していますが、その際には、県営住宅や民間住宅等の需給状況を勘案した上で、管理戸数の見直しを図っていくことが求められています。

また、住宅の建替えに際しては、施設のバリアフリー化を図るなど、年齢や性別、障害の有無等にかかわらず快適な生活を送ることができるよう配慮して進めていくことが重要です。

民間住宅については、宅地開発やマンションの建設等によって供給が図られていますが、良好な居住環境や住宅供給の実現に向けて、適切な指導・誘導に努めていくことが必要です。

グラフ：周南市の住宅種類別世帯数・割合



住宅以外に住む一般世帯は含まない  
資料：平成12年国勢調査

市営住宅の状況

住宅の種類	管理戸数
木造住宅	132
中層耐火住宅	2,653
高層耐火住宅	607
簡易耐火平屋建住宅	137
簡易耐火2階建住宅	498
合計	4,009

平成16年3月末現在 資料：建築住宅課

## (2) 施策の方向

地域特性や家族形態等に応じた良好な住環境を提供するための住宅マスタープランを策定し、快適な住環境づくりに向けた施策の充実に努めます。

## (3) 施策の体系

住宅・住環境	住宅マスタープランの策定 市営住宅の整備 良好な宅地・住宅の供給
--------	--

## (4) 施策

### 住宅マスタープランの策定

- ・ 都市から農山漁村に至るまでさまざまな要素を持つ本市において、地域特性や家族形態、社会状況に応じた住環境の提供を図るため、住宅施策の基本となる住宅マスタープランを策定します。

### 市営住宅の整備

#### A．老朽化住宅の維持・補修、建替えの推進

- ・ 補修・改善事業、建替事業、維持保全等の適切な選択に活用するため、「ストック総合活用計画」を策定し、施設の補修、設備の改善が必要なものについては、早急に実施するとともに、耐用年数の経過した住宅については、住宅の需給状況を勘案して計画的に建替えを実施します。

#### B．ユニバーサルデザインの住まいづくり

- ・ 建替えに際しては、施設内のバリアフリーを標準仕様とするとともに、100戸以上の住宅団地については福祉施設との併設等を考慮します。
- ・ 施設内だけでなく周囲の環境にも配慮した、ユニバーサルデザインの住環境づくりに努めます。

### 良好な宅地・住宅の供給

- ・ 風光明媚な地域や歴史資源に恵まれた地区が点在しており、宅地開発に際しては、これらの地域の財産と調和した開発により、良好な宅地・住宅の供給が行われるよう、事業者に対して、市民と協力して指導・誘導に努めます。

## 16 . 市街地の整備

### (1) 現況と課題

本市では、市街地を中心とした都市的地域の一体的・総合的な土地利用計画の推進を図るため、2つの地域で都市計画区域の指定を受けています。このうち、徳山地域及び新南陽地域の南部を中心とした周南都市計画区域(周南市)は197.00 k m<sup>2</sup>、熊毛地域の南部を中心とした熊毛都市計画区域は52.44 k m<sup>2</sup>となっており、周南都市計画区域(周南市)においては、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、38.72k m<sup>2</sup>が市街化区域に指定されています。

こうした中、それぞれの都市計画区域内において、市街地における快適な市民生活のための空間づくりを目指して都市計画道路、公園、下水道等の都市基盤の整備を進めています。

しかしながら、既存市街地の中にも道路や下水道が未整備の地区もあるほか、市街地周辺部においては、ミニ開発によりスプロール化している地区もあり、生活面や防災面からも問題となっています。

こうしたことから、健全な市街地の形成を図るために、道路・公園等の都市基盤施設の整備と宅地の利用増進を一体的に進める土地区画整理事業を推進し、これまで23箇所643.9haの整備を完了しています。現在は、久米中央地区(27.1ha)、富田西部第一地区(23.5ha)、熊毛中央地区(14.1ha)の3地区で事業を施行中であり、早期完成を図る必要があります。

### (2) 施策の方向

地域特性を生かした快適な市街地の創造に向けて適切な都市計画の推進を図るとともに、市街地の面的な整備を一体的に促進し、災害に強いまちづくりを進めるため、土地区画整理事業を推進します。

### (3) 施策の体系

市街地の整備	都市計画の推進 土地区画整理事業の推進
--------	------------------------

### (4) 施策

#### 都市計画の推進

- ・ 都市計画の総合的な指針となる都市計画マスタープランを策定し、これに基づき地域特性に応じた個性あるまちづくりを進めます。

#### 土地区画整理事業の推進

- ・ 3地区の事業について、引き続き市民の合意形成を図りながら計画的に推進し、早期

完成に努めます。

**A . 安全性の向上**

- ・ 区画道路や公園等の整備によるオープンスペースの増加や防災機能の向上を図り、災害に強い安全なまちづくりを推進します。
- ・ 幹線道路等における歩道やコミュニティ道路の設置により、歩車分離の体系を確保し、交通にかかわる安全性の向上を図ります。

**B . 快適性の向上**

- ・ 快適な住環境や浸水対策、衛生面の向上を図るため、上下水道、排水路等の整備を推進します。
- ・ 区画道路や公園等の一体的な整備を図り、公共空間の増加による良好な生活環境の形成を推進します。

## 17. 水道事業

### (1) 現況と課題

市民の豊かで健康的な生活の確保や企業活動の活性化を図るためには、安全で豊富な水源を確保するとともに、良質な水道水を安定的に供給することが不可欠です。

本市の水道事業は、合併に伴い旧2市2町の事業を引き継いだことから、旧市町単位での事業運営を行っており、効率化に向けた事業の統合が課題となっています。

給水人口は、139,198人、普及率は88.5%（平成16年3月末現在）となっており、給水区域の拡張事業を計画的に進めるとともに、安定給水を行うためには、施設の計画的な更新を進めていく必要があります。

特に、熊毛地域の水道は、住宅団地単位の簡易水道であり、団地以外の地域は水道未普及地域であることから、安定した水源を確保し、水道基盤を整備することが急務の課題となっています。

周南市の水道の状況

	給水人口					普及率
	上水道	簡易水道	専用水道	飲料水供給施設	合計	
徳山地域	90,439	4,258			94,697	91.6%
新南陽地域	30,666	579			31,245	95.3%
熊毛地域		9,224	264	77	9,565	57.3%
鹿野地域		3,691			3,691	83.8%
合計	121,105	17,752	264	77	139,198	88.5%

平成16年3月末現在

### (2) 施策の方向

水道事業の早期統合により、効率的な運営と良質な水道水の安定供給に努めます。

### (3) 施策の体系

水道事業	水道事業の統合 未普及地域への整備拡大 施設の維持・補修 水質の維持・管理の強化
------	---

#### (4) 施策

##### 水道事業の統合

- ・ 旧市町単位で運営している水道事業を早期に経営統合し、市内均一の水道料金体系の実施や効率的な運営による経営基盤の強化を図ります。

##### 未普及地域への整備拡大

- ・ 給水区域の拡張事業を計画的に進め、水道未普及地域の解消に努めます。
- ・ 熊毛地域においては、安定した水源を確保し、水道基盤整備を進めます。

##### 施設の維持・補修

- ・ 浄水施設の改修・補修を定期的に行います。
- ・ 老朽化が進み、漏水の可能性のある配水管の計画的な布設替えや効率的な配水管整備を行います。
- ・ 災害時にも水の安定供給が行われるように、配水池や配水管網の整備を推進します。

##### 水質の維持・管理の強化

- ・ 水道水の安全を確保するため、検査体制の強化を図るとともに、熊毛地域や鹿野地域の簡易水道の水質検査体制を充実します。
- ・ 良質な水道水を供給するため、高度浄水処理施設の整備を検討します。

## 18. 下水道

### (1) 現況と課題

下水道をはじめとする污水处理施設は、市民が快適で文化的な生活を送る上で欠かせない施設であり、豊かな自然環境を保全する上においても、非常に重要な役割を担っています。

本市の下水道処理人口は、約12万8,300人(平成16年3月末現在)で、処理区域の計画人口に対する普及率は82.2%となっており、これに農業集落排水や漁業集落排水、合併処理浄化槽を加えた污水处理施設整備率\*は88.5%となっています。地域別に見ると、徳山地域が89.0%、新南陽地域が96.4%、熊毛地域が76.4%、鹿野地域が66.1%となっており、さらに地域特性に応じた污水处理施設の整備を促進し、未整備区域の解消に努めていく必要があります。

一方、徳山、新南陽地域の公共下水道においては、整備後かなりの年数が経過し、管渠をはじめ、ポンプ場、浄化センター等の老朽化が進んでおり、計画的に更新を図っていくことが求められています。

また、徳山地域の市街地の一部においては、汚水と雨水を同じ管渠で処理する合流式下水道方式が採用されているため、大雨の際には、汚水が周辺の河川や港湾に流れ出すなどの事態も生じていることから、衛生上、水質管理上大きな問題となっています。

さらに、市街地の浸水被害対策も重要な課題となっています。

周南市の污水处理施設整備率

	処理人口					住民基本台帳人口	污水处理施設整備率
	公共下水道	農業集落排水	漁業集落排水	合併処理浄化槽	合計		
徳山地域	83,141	5,041	494	2,453	91,129	102,431	89.0%
新南陽地域	31,029	233		147	31,409	32,581	96.4%
熊毛地域	11,997			699	12,696	16,621	76.4%
鹿野地域	2,120			789	2,909	4,402	66.1%
合計	128,287	5,274	494	4,088	138,143	156,035	88.5%

平成16年3月末現在

### (2) 施策の方向

快適な生活環境の形成と美しい地域の形成を目指す観点から、汚水、雨水対策を進めます。

### (3) 施策の体系

下水道	污水处理施設の整備推進 雨水対策の充実 効率的な管理の実現
-----	-------------------------------------

#### (4) 施策

##### 汚水処理施設の整備推進

##### A . 処理区域の拡大

- ・ 既成市街地内の未整備地区を早期に解消するほか、公共下水道普及率の比較的低い熊毛地域や鹿野地域の公共下水道の整備に努めます。
- ・ 山間部等の集落においては、農業集落排水事業や合併処理浄化槽の整備など、地域特性に応じた処理方法を検討し、快適で環境に優しい生活環境を創出します。

##### B . 施設の維持・更新

- ・ 下水道施設の適正な維持管理を行いながら、老朽化が進む管渠を計画的に改築していくとともに、ポンプ場や浄化センターについても施設の改築・更新や増設を進め、増加する処理量に対応していきます。
- ・ 合流式下水道区域においては、水環境等の改善を図るため施設の改善に努めます。

##### 雨水対策の充実

##### A . 公共下水道（雨水）の整備

- ・ 街路事業や土地区画整理事業等の市街地整備に合わせて、公共下水道（雨水）の整備を進めます。

##### B . 浸水対策の充実

- ・ 都市化の進展による保水力の低下に伴い、市街地を中心に豪雨時の浸水被害の危険性が増しており、雨水路の整備やポンプ場等の施設の能力向上を図るとともに、市民との協働による雨水排水の排出抑制等についても検討を進めます。

##### 効率的な管理の実現

##### A . 維持・管理の効率化

- ・ 下水道施設の「改築計画」を策定し、施設や管渠の効率的な維持・管理に努めます。

##### B . 情報技術の導入による効率化

- ・ 広範囲にわたる管路施設情報の適正な管理を行うとともに、窓口業務の迅速化による市民サービスの向上を目的に、情報技術を活用した「下水道総合情報管理システム」を構築します。

##### 汚水処理施設整備率 (%)

$$\frac{\text{下水道、農業・漁業集落排水施設等、合併処理浄化槽の処理区域内人口}}{\text{総人口（住民基本台帳人口）}} \times 100$$

## 19 . 河川・水路

### (1) 現況と課題

本市には河川が計79河川あり、このうち、1級河川が4(1水系)、2級河川が23(7水系)、準用河川が52となっています。

河川は利水や治水において重要な役割を果たしているだけでなく、潤いのある空間の提供など、市民生活において欠かせないものとなっており、そのため、周辺住民やボランティアグループ等が中心となって、河川の清掃等が行われています。

また、河川にはさまざまな動植物も生育しており、夏休み等にはこれらの生態系を観察する自然教室も開かれています。

このように、河川は多くの機能を有する、市民にとって大変貴重な財産であることから、これら河川が本来持つさまざまな機能が十分発揮されるように、適切な維持・保全に努めていくことが必要です。

一方、排水路については、大雨時等において雨水が適正に排水処理されるように、公共下水道における雨水路の整備と連携を図りながら、計画的な整備を図っていくことが求められています。

### (2) 施策の方向

市民の生命や財産を水害から守るための整備推進と快適な水辺空間の創出を努めます。

### (3) 施策の体系

河川・水路	河川・水路の整備 市民とともに育む水辺空間(子どもが遊べるせせらぎに)
-------	--

### (4) 施策

河川・水路の整備

#### A . 安全性の確保

- ・ 水害の恐れのある地域については、堤防の強化や河積の拡大、ポンプの設置等を行い、安全性の確保に努めます。
- ・ 2級河川については、高潮対策や浸水防止等の安全性の強化のための改修や施設の適切な管理を県に対して要請します。
- ・ 市街地においては、公共下水道事業と連携して、効率的な雨水対策を行います。

#### B . 親水空間の創出

- ・ 周囲の自然や景観に配慮した親水空間の整備に努め、市民が河川に親しみを持てる機会を創出します。

市民とともに育む水辺空間（子どもが遊べるせせらぎに）

- ・ 地元ボランティアや学生等が行っている河川の清掃活動や浄化活動を積極的に支援するほか、河川整備において市民からの提案の反映を図るなど、市民に愛され、市民とともに生きる水辺空間づくりに取り組みます。
- ・ 親水空間の周辺への植栽等により、快適な瀬づくりに努め、子どもたちが集える場を創出します。

## 20．循環型社会

### (1) 現況と課題

地球の温暖化や酸性雨、オゾン層の破壊など、地球規模での環境問題への対応が求められる中、環境への関心が高まっています。

こうした中、本市では、一般廃棄物処理基本計画を策定し、ごみの減量化に取り組む一方、環境に負荷の少ない循環型社会の実現に向けて、ごみの再資源化を促進し、リサイクルセンター・ストックヤードを活用したリサイクルの推進に取り組んでいます。

また、地球温暖化の原因である温室効果ガス排出量削減のために、平成15年に市役所事務を対象とした「周南市役所エコ・オフィス実践プラン」、さらに平成16年には市全域を対象とした「周南市地域省エネルギービジョン」を策定し実践しています。

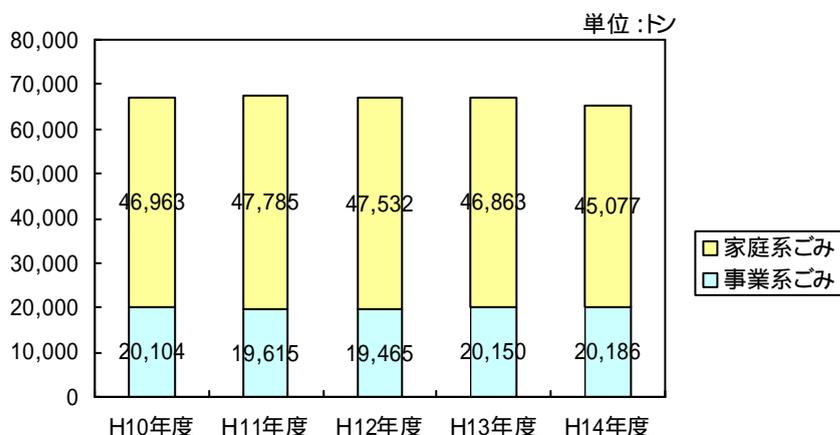
こうした取り組みを体系的に推進していくため、平成16年7月（予定）に市民、事業者、行政の役割と責務を明確にし、環境への取り組みを示す「環境基本条例」を制定しました。現在、環境施策に関する基本的な方針を示す「周南市環境基本計画（仮称）」の策定を進めているところです。

山口県においても、ゼロエミッション社会の構築を県政の最重要課題と位置づけ、山口エコタウン事業の推進が図られています。

また、平成15年に臨海部に立地している石油コンビナートが「環境対応型コンビナート特区」に、続いて徳山下松港が静脈物流の拠点施設として「リサイクルポート」の指定を受けるなど、企業活動の分野においても、環境との調和に向けた取り組みが活発に展開されており、廃棄物を原材料とする新たな産業も育ちつつあります。

大量生産や大量消費、大量廃棄の社会経済活動のあり方を見直し、市民、事業者、行政が協働して循環型社会づくりに取り組んでいくことが必要です。

グラフ周南市のごみ排出量推移



ごみ排出量 = 可燃ごみ + 不燃ごみ + 資源物 + 粗大ごみ  
資料 廃棄物リサイクル課

## (2) 施策の方向

資源やエネルギーの循環・効率化を進め、循環型社会の周南モデルの形成を目指します。

## (3) 施策の体系

循環型社会	市民・事業者・行政が協働した取り組みの展開 ごみの発生抑制・再使用・再生利用の推進 効率的な廃棄物処理システムの確立 地元環境関連産業との連携 環境教育の推進 エネルギー対策の推進
-------	---

## (4) 施策

市民・事業者・行政が協働した取り組みの展開

- ・ 市民、事業者、行政それぞれが主体となり協働して、ごみの発生・排出削減や再資源化に取り組みます。
- ・ 市民生活や事業活動を環境配慮型に転換するための啓発事業等を展開するとともに、環境衛生自治会の充実やクリーンリーダーの拡充、環境にやさしい企業登録制度の導入等を推進します。
- ・ 関係機関と協力して行う不法投棄パトロールや放置自動車・自転車対策等により、廃棄物の不適正処理の防止対策を図ります。
- ・ 市においては、ISO14001の認証取得など、環境自治体を目指したシステムづくりを進めます。

ごみの発生抑制・再使用・再生利用の推進

### A．家庭でのごみの減量化・再資源化の推進

- ・ 発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rを基本とし、家庭での分別・資源物回収の徹底によるごみ減量運動に取り組みます。
- ・ 家庭ごみコンポスト化事業等の積極的な推進により、生ごみ等の減量化・再資源化に取り組むなど、市民と協働した施策を進めます。

### B．リサイクルプラザ、センターの整備、充実

- ・ リサイクルプラザを整備し、収集された資源ごみを効率的に選別、再資源化するとともに、粗大ごみ、不燃ごみのリサイクルも展開します。
- ・ 既存のリサイクルセンター・ストックヤードを有効に活用し、地域に密着したリサイクルを推進します。

#### 効率的な廃棄物処理システムの確立

##### A．ごみ収集体制の統一

- ・ 「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、各地域で異なっているごみ収集・処理システムを統一し、市全域のごみ処理の効率化を図るほか、循環型社会づくりを推進する体制を構築します。

##### B．し尿収集、処理の適正化の推進

- ・ 老朽化が進むし尿処理場の早急な整備を図ります。
- ・ 市域全体での適正なし尿処理について検討を進めます。

#### 地元環境関連産業との連携

##### A．リサイクルポートの活用

- ・ リサイクルポートに指定された徳山下松港を静脈系資源の物流拠点として位置づけ、臨海部における基礎素材型産業の集積を生かした、新たな環境関連産業の創出や既存産業の環境分野への事業展開の促進を図ります。
- ・ 環境関連事業を手がける中小事業所に対しても、情報提供や技術供与が可能となるシステム構築を目指します。

##### B．「環境対応型コンビナート特区」の活用

- ・ 「環境対応型コンビナート特区」の認定に基づく地区内企業のエネルギーの効率的な供給・利用に向けた取り組みを支援します。

#### 環境教育の推進

##### A．環境教育・学習の場づくり、体験活動機会の創出

- ・ 内外のごみ処理施設やリサイクル施設、環境関連企業の見学を実施するほか、勉強会の開催などにより、啓発活動の充実を図ります。
- ・ 学校教育等において、地球環境問題やごみ問題について学習するなど、子どもの頃からの環境意識の醸成に努めます。
- ・ リサイクルプラザ建設にあたって市民参加、事業者との協働を進める普及啓発機能を付加します。

##### B．環境教育の人づくり

- ・ 環境衛生推進団体の活動と連携し、環境問題についての勉強会、出前講座の開催やリサイクル祭りの開催、環境教育資料の作成による市民の環境意識の高揚に努めます。

#### エネルギー対策の推進

##### A．再生可能なエネルギーの活用

- ・ 風力、太陽光といった自然エネルギーや動物の排泄物、植物等を利用したバイオマスの活用など、地球にやさしい再生可能なエネルギーの可能性について検討を進めます。

**B . 「周南市地域省エネルギービジョン」の実行**

- ・ 公共施設の省エネルギー設備改修や小・中学校における環境教育など、ビジョンに掲げる9つの重点項目を推進します。

**C . 「地域再生計画」への取り組み**

- ・ 国の「地域再生計画」に認定された「周南市地球温暖化防止まちづくり計画」への取り組みを進め、二酸化炭素排出量の削減や新エネルギー導入等を通じた地域経済の活性化、雇用の創出に努めます。

**D . 「周南市役所エコ・オフィス実践プラン」の実行**

- ・ 市が実施する事務・事業について環境への負荷を低減し、環境にやさしいオフィス（エコ・オフィス）づくりを推進することにより、排出される温室効果ガスを削減し、地球温暖化の防止に寄与します。
- ・ 省資源・省エネルギー、ごみの減量化・再資源化、建築物の建設・管理等にあたっての環境への配慮、環境に配慮した製品等の購入・使用及び職員的环境保全意識の向上に取り組みます。

## 2 1 . 自然環境

### ( 1 ) 現況と課題

本市は、山と海に囲まれた豊かで美しい自然を有しています。また、八代地区周辺は本州で唯一特別天然記念物のナベヅル(特別天然記念物)の渡来地となっているなど、各地に希少動植物が生息・群生しています。さらに、臨海部の大島半島や大津島は、瀬戸内海国立公園の一部に指定されているほか、鹿野地域には、錦川や佐波川の源流部をはじめとして、重要な水源林があり、豊かな自然に恵まれています。

こうした豊かで貴重な自然は、農林水産業の振興上、重要な要素であるとともに、水源については、水道水等の重要な供給源となっており、国土の保全やゆとりある市民生活を送る上で欠かすことのできない市民共有の財産です。

市ではこうした豊かな自然を守るため、関係団体や市民グループ等と連携を図りながら保全に努めており、今後とも自然保護活動や環境保全活動等の事業の展開を図りながら自然環境の保全や自然を大切にす豊かな心を後世に受け継いでいく必要があります。

一方、近年、「エコロジー」という言葉に代表されるように、自然と人との関わり方も「自然を守る」から「自然とともに生きる」という姿勢に変化しつつ「あり、こうした時代の流れにも対応した施策の展開が求められています。

### ( 2 ) 施策の方向

自然環境との共生を基本に、地域特性に応じた自然環境の保全と活用を市民とともに推進します。

### ( 3 ) 施策の体系

自然環境	自然の保全と活用施策の充実 自然と市民のかかわりの創出
------	--------------------------------

### ( 4 ) 施策

#### 自然の保全と活用施策の充実

- ・ 自然環境の適切な把握により、地域特性に応じた農林水産業の振興や都市住民との交流活動のほか、観光資源等への活用法を検討します。
- ・ かけがえのない自然を後世に引き継いでいくため、ナベヅルやブナの原生林など希少動植物の保護の徹底を図ります。
- ・ 宅地開発等を行う際には、周囲の自然環境と調和したものとなるように、事業者への指導の徹底と誘導に努めます。

自然と市民のかかわりの創出

**A . 市民参加の自然保護活動**

- ・ 農林業従事者の減少等により、農地や森林の荒廃が進んでおり、地域住民やボランティア団体等と協力しながら、潤いのある自然の再生に取り組みます。
- ・ 河川の持つ潤いのある空間や水資源としての重要性を再認識するため、地域住民やボランティア団体等と協力しながら、河川や水源森林の保全に努めます。

**B . 市民の自然共生意識の啓発**

- ・ 一人ひとりの市民が、自然との共生意識を持てるように、自然環境の保全に関する情報提供や啓発活動を積極的に行います。
- ・ 環境美化推進運動や「花いっぱい運動」等の活動を積極的に展開します。

**C . 交流手段としての自然の活用**

- ・ 自然との関わりの少ない都市部の人たちが、自然との共生意識を体験することのできる「グリーンツーリズム」等を実施し、自然を舞台とした「都市と農村との交流」の活性化を図ります。

## 2 2 . 地域情報化

### ( 1 ) 現況と課題

パソコンや携帯電話をはじめとする情報機器の急速な普及とともに、インターネットの発達により、情報通信の分野は大きく様変わりしてきました。文字、音声、動画など、マルチメディアでの情報のやり取りが日常的に行われ、インターネットに接続すれば世界中のさまざまな情報の入手や世界中に向けた情報発信を簡単に行うことができる時代となりました。

こうした情報化社会の恩恵を享受するには、画像や動画など、データ量の多い情報を短時間に送受信できるブロードバンド\*の通信環境が必要とされ、市内でも、人口密集度が高い地域においては、A D S L\*やF T T H\*等の高速通信サービスが提供されています。

しかし、山間部や島しょ部等の人口密集度が低い地域にあっては、こうしたサービスが提供されていないなど、地域間の情報通信格差が課題となっています。

このため、本市では第三セクターのケーブルテレビ事業者によるエリア拡張を支援し、テレビ視聴における格差是正とともに、C A T V\*インターネットが利用できる区域の拡大に努めています。

また、こうした高度情報化時代に対応するため、市では行政分野における情報化も積極的に進めており、C A T Vをネットワーク回線として利用した行政イントラネット\*を整備し、市のホームページを通じて、さまざまな市政情報を発信・提供しているところです。

今後は、より高度な行政サービスを提供していくため、行政のあらゆる分野での電子化を進め、「電子市役所」の構築を目指すことが求められています。

こうした情報化の推進にあたっては、十分なセキュリティ対策を講ずるとともに、市民や市職員の情報活用能力の向上にも努めていくことが必要となります。

### ( 2 ) 施策の方向

「人、モノ、情報」の交流促進のため、地域と行政の両面で情報化を推進します。

### ( 3 ) 施策の体系

地域情報化	情報通信基盤の整備 電子市役所の推進 I T 活用能力の向上
-------	--------------------------------------

### ( 4 ) 施策

#### 情報通信基盤の整備

- ・ 高度情報化社会の基盤となる高速通信回線網として、C A T Vを市内全域に整備し、市民生活や企業活動の利便性の向上を図ります、。
- ・ 高速通信回線網を活用し、行政サービスの向上に取り組みます。

## 第3節 安心して生活できるまちづくり

### 2.3. 地域福祉（社会福祉）

#### （1）現況と課題

平成12年に改正された社会福祉法は、「誰もが地域での通常の社会参加が図られる地域の体制づくり、すなわち、ノーマライゼーション社会の実現」を目標としており、地域における関係を維持し、その人らしい暮らしの質が保障される生活への条件整備、確実な情報提供やバリアフリー化が求められています。

さらには、介護保険・障害者支援費制度の導入によって、行政が福祉サービスを決定する「措置」制度から、サービス利用者の「選択」の権利を保障し、個人の尊厳を尊重する制度へと転換を遂げました。

こうした中、市民が住み慣れた地域の中で、その人らしい豊かな暮らしが実現できるように、一人ひとりが選択するライフスタイルに応じた福祉サービスを提供するために、保健や医療との連携のもと、総合的な施策の推進に努めていくことが求められています。

これは、行政の施策のみで実現できるものではなく、地域福祉の場合、人々が日常生活圏で地域関係を維持しながら営まれることが望ましいので、地域住民が相互に助け合うシステムや環境を構築することが必要です。このような住民組織やボランティア、福祉NPO等を育成、支援していくことは、地域福祉のより重層な展開を図る上で、たいへん重要になっています。

こうしたことから、地域福祉の一層の充実に向けて「地域福祉計画」の策定を進めており、今後、この計画に基づく諸施策の推進に努め、市民一人ひとりが地域で安心して生き生きと生活できる周南市地域社会の実現を図っていきます。

#### （2）施策の方向

ノーマライゼーションの理念のもと、すべての人にやさしい福祉のまちづくりを目指します。

#### （3）施策の体系

地域福祉（社会福祉）	福祉サービスの充実・開発 福祉サービスの適切な利用促進 地域福祉活動への住民参加の促進 大にやさしいユニバーサルデザイン
------------	---

#### （4）施策

福祉サービスの充実・開発  
A. 個別ニーズへの対応

- ・ 公平・平等の理念を貫きながらも、一人ひとりのニーズに応じた福祉サービスの提供に努めます。

- ・ 衣・食・住の充足にとどまらない、文化的・社会的な生活こそが人間らしい暮らしです。地域生活の全体像を視野に入れながら、生活の質に対する支援を目標に掲げた対応を図ります。

#### **B．地域の福祉課題や福祉ニーズの把握**

- ・ 刻々と変化する状況の中、一般的な福祉課題やニーズの変化ばかりではなく、地域固有の福祉課題やニーズの変化を早期にキャッチするシステムを構築し、新たなサービス開発に努めます。

#### **C．民間事業者との協働・連携**

- ・ 市民一人ひとりの多様なニーズへ対応し、きめ細かなサービスを展開するため、民間事業者・福祉NPO等との連携を密にし、総合的な施策の推進に努めていきます。

- ・ 福祉ニーズの増大や多様化、高度化に対応するため、関係機関と連携し、人材の育成に努めていくほか、福祉従事者に対して多彩な学習とスキルアップ機会を提供し、資質の向上を図ります。

#### **D．福祉施設の適正な整備と地域開放**

- ・ 在宅福祉サービス時代の今日にあっても、市民の福祉施設に対する期待は大きなものがあります。こうした声に応えるため、適切な施設整備に努めるほか、介護技術等、施設のもつ機能の地域への開放を促進します。

### **福祉サービスの適切な利用促進**

#### **A．福祉サービスの利用の促進に関する情報提供システムの構築**

- ・ 今日の福祉サービスは多岐にわたって展開されており、その情報入手、あるいは適切に理解できない市民も多く存在するものと考えられます。関係機関とのネットワークを形成し、福祉サービスの情報提供システムの構築に努めます。

#### **B．総合相談体制の確立**

- ・ 健康に関する教育・相談体制、健康診査や予防施策等の保健福祉の情報提供、また、疾病対策としての一次医療と入院可能な二次医療体制等、関係機関との連携をさらに強化し、ケアマネジメントシステムの充実を図ります。

- ・ 地域で安心して自立した生活を継続できるよう、判断能力が不十分な人の成年後見制度や福祉サービス利用援助事業の活用への支援をすすめます。

### **地域福祉活動への住民参加の促進**

#### **A．地域福祉活動組織の育成・支援**

- ・ 地域生活支援は、人の地域関係を断ち切らないケアが必要であり、住民の関わりはもっとも重要視されるものです。民生委員児童委員協議会・地区社会福祉協議会・福祉員会等、地域福祉活動を展開する組織の活性化を図るほか、市民一人ひとりのボランティア意識の高揚やボランティアグループ・福祉NPO団体等の育成・支援に努め、日常生活圏域において、地域住民参加のもとで展開されるネットワーク型のサービス形態の育成・支援を推し進めていきます。

#### **B．福祉教育の推進**

- ・ 学校や社会教育機関と連携し、学校・地域社会における福祉教育の推進に努めるほか、家庭における教育機能の回復を図り、市民参加型福祉社会の樹立に向けた基礎を築きます。

#### ~~大にやさしい~~ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

- ・ 公共施設や歩車道の段差の解消、道路の斜度の改善、低床バスの導入支援などのバリアフリー化や、子どもや高齢者、障害のある人等にも理解できる情報伝達手段等の整備を推進することにより、すべての人が安心して暮らせるユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

## 24 . 高齢者福祉

### (1) 現況と課題

本市においても、高齢化が急速に進展しており、65歳以上の高齢者の人口に占める割合は21.6%（平成16年4月1日現在）となっており、今後、ますますこの傾向が進むことが予測され、また、高齢者に占める一人暮らしの割合も13.8%と年々高くなっています。

こうした状況にともなって、寝たきりや痴呆等の介護を必要とする高齢者も急速に増加しており、高齢者を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうしたことから、平成15年に高齢者の介護、保健及び福祉等に関する総合的な計画として「高齢者にやさしいまちづくりプラン（介護保険事業計画・老人保健福祉計画）」を策定しました。

このプランに沿って、高齢者が社会の一員として、さまざまな社会活動を通して、生きがいをもち活力を持って日々暮らせるように、就労の機会をはじめ、高齢者の社会参加のための環境づくりを推進することが重要です。

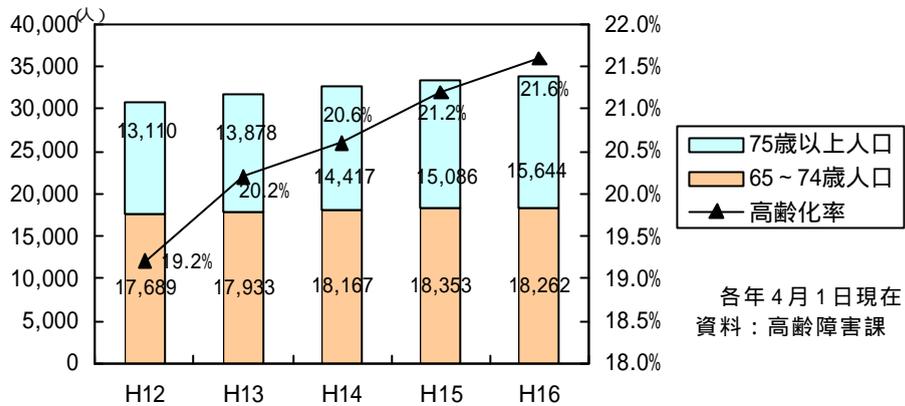
また、介護が必要となった場合においても、できる限り住み慣れた家庭や地域で安心して生活が送れるように、利用者本位の福祉サービス提供の実現に向け、支援体制の確立が必要です。

一方、施設入所<sup>居</sup>が必要な方など、高齢者ニーズについては細かな分析を行い、真に高齢者の幸せにつながる高齢者福祉施設の整備、充実にも努めています。

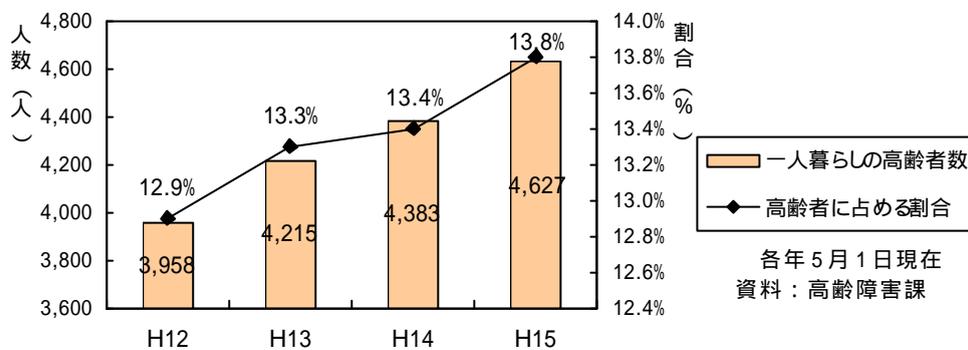
高齢者が生き生きと安心して暮らすことのできる社会の実現は、すべての市民にとって非常に重要な課題であり、今後とも市民、地域、企業、行政が一体となって、保健、医療、福祉の連携による高齢者施策の総合的な推進を図っていくことが大切です。

特に、住み慣れた地域で安定した暮らしが実現できるように、在宅福祉のサービスの充実に努めることが必要であるとともに、高齢者が生涯を通じて、長年培ってきた知識や経験を生かして、健やかで自立した生活ができるように、生涯現役社会に向けた環境づくりが求められています。

グラフ 高齢者人口・高齢化率の推移



グラフ：一人暮らしの高齢者の推移



## (2) 施策の方向

高齢者が生涯を通じて健やかで自立した生活を送ることができる社会的支援システムの構築を目指します。

## (3) 施策の体系

高齢者福祉	介護予防の推進 生涯現役社会づくりの推進 高齢者の生活環境の整備 介護保険制度の充実
-------	---

## (4) 施策

介護予防の推進

### A. 高齢者保健事業の充実

- 生活習慣病の予防を図ることを目標に、健康相談、健康診査、訪問指導等を実施します。

## B．高齢者生活支援施策の充実

- ・ 高齢者の自立した生活を支援するため、配食サービスやデイサービス等の各種生活支援施策の充実を図ります。

## C．生きがい・健康づくり施策の充実

- ・ 敬老会、介護予防教室等の各種事業を地域と一体となり推進します。

## D．痴呆性高齢者に対する総合的な施策の推進

- ・ 痴呆に対する正しい理解、適切な介護の方法等の普及啓発や、予防対策としての健康教育・健康相談の実施、相談体制・サービス提供体制の整備に努めます。

## E．家族介護支援事業の充実

- ・ 高齢者が住み慣れた自宅で自立した生活をするためには、家族介護者による支えが重要となることから、家族介護者を支援するための事業を実施します。

## F．介護予防施策の推進体制の整備

- ・ 支援を必要とする高齢者が地域で自立した生活ができるように、**地域住民の参画を得ながら**、保健センター、在宅介護支援センターを中心に総合的にサービスが提供できる体制づくりを推進します。

### 生涯現役社会づくりの推進

## A．生涯現役社会の実現に向けた環境づくり

- ・ 生涯現役社会の実現に向け、各種イベントの開催や広報等による周知、さまざまな分野におけるリーダーの育成を推進します。

## B．社会参加・社会貢献活動の促進

- ・ 地域社会の一員として高齢者が長年培ってきた経験、知識をもって積極的に地域活動に参加できる機会や環境づくりを進めるとともに、地域で尊敬される存在となれるような生きがいづくり・仲間づくりの支援をします。

## C．多様な就労機会の確保・働く環境づくり

- ・ シルバー人材センター・**高齢者生産活動センターなど**の機能の充実を図りながら、就労機会の確保を一層推進するとともに、個々の状態に応じて働くことのできる環境づくりに努めます。

## D．生涯にわたる学習・スポーツ活動の推進

- ・ 高齢者の学習・文化活動を推進するため、福祉センター等での趣味・教養講座の開催等を図るとともにスポーツ活動へのニーズに対応できる体制づくりに努めます。

### 高齢者の生活環境の整備

## A．高齢者の多様なニーズに対応した居住関係施策の推進

- ・ 住み慣れた地域において、だれもが安心して生活できるよう必要に応じ、従来の画一

化したケアハウス\*や養護老人ホームといった施設のみならず、世代間交流も可能な新たなスタイルの居住関係施設の整備や住宅改修支援の充実に努めます。

#### **B . 地域における高齢者の支援体制の確立**

- ・ 在宅介護支援センター等による総合的な相談体制を充実するとともに、地域住民、ボランティア、関係団体、行政が一体となって支えあう体制づくりや緊急通報体制の拡充を推進します。

#### **C . 高齢者が安心して外出できる環境の整備**

- ・ すべての市民が安全で快適な日常生活を送れるよう、公共施設等のバリアフリー化をはじめ、ハード・ソフト両面にわたる福祉のまちづくりを推進します。

介護保険制度の充実

#### **A . サービス提供基盤の整備**

- ・ 居宅サービスについて、安定的なサービスの提供が図られるよう、提供基盤の維持・強化に努めるとともに、人材の確保について積極的な支援を図ります。
- ・ 施設サービスについては、的確な介護需要の把握をもとに整備を進めるとともに、ユニットケア方式\*によるサービスの質の向上や、グループホーム\*等の在宅的施設の整備についても検討していきます。

#### **B . 利用者主体の体制づくり**

- ・ 利用者がサービス内容について、主体的に事業者の選択ができるように情報提供を行うとともに、あらゆる相談、苦情に対応できる体制づくりに努めます。
- ・ 特別養護老人ホームへの入所<sup>居</sup>希望者については、必要性の高い方からの入所<sup>居</sup>を進めるために、施設の入所<sup>居</sup>検討委員会との連携により、円滑な施設入所<sup>居</sup>に努めます。

#### **C . 介護サービスの質的向上の促進**

- ・ 介護支援専門員が適切な居宅サービス計画を作成できるように、情報の提供や研修の実施、事業者間の連携の促進を図ります。

#### **D . 円滑な制度運営のための体制づくり**

- ・ 介護保険制度のより一層の理解を深めるための普及啓発活動を進めます。
- ・ 要介護認定の質の向上と均質化のための研修や情報提供により公平公正な認定に努めます。

ケアハウス

60歳以上の身体機能の低下があるかまたは独立して生活することに不安のある高齢者で、家族による援助を受けることが困難な方が入所できる施設。自立した生活を送れるように配慮されており、介護を必要とする状態になった場合は、訪問介護等の介護保険サー

バスを利用できる。

#### ユニットケア方式

施設の居室をいくつかのグループに分けて、それぞれを一つの生活単位とし、少人数の家庭的な雰囲気の中でケアを行うもの。

#### グループホーム

地域社会のなかにある住宅（アパート、マンション、一戸建て等）において、数人の痴呆性高齢者が共同生活を営むもの。

## 25 . 障害者福祉

### (1) 現況と課題

本市ではノーマライゼーションの理念のもと、「自立と社会参加」を基本として、障害者福祉サービスの提供に努めてきました。

こうした中、社会福祉法等の一部が改正され、平成15年度から、これまで行政がサービスの受け手を特定し、サービスの内容を決定していた「措置制度」にかわり、障害のある人自らがサービスを選択し、事業者や施設と対等な立場に立って契約によりサービスを利用できる「支援費制度」がスタートするなど、障害者**のある人**を取り巻く環境も大きく変化しています。

障害のある人が住み慣れた地域の中で、生き生きと暮らしていけるように、利用者の視点に立って、ホームヘルプサービスやデイサービス、ショートステイ等の在宅福祉サービスの充実に努め、一人ひとりのニーズに応えていくことが必要です。

このためには、協働、支え合いの精神のもと、地域での支援体制を整備していくとともに、その担い手として期待されているボランティア団体やNPO等の育成や活動の支援に取り組んでいくことも大切です。

また、「自立と社会参加」の促進に向けて、市街地や施設におけるバリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入や、通所授産施設や福祉作業所、共同作業所等の整備・充実に努めるなど、人にやさしいまちづくりを推進していくことが必要です。

### (2) 施策の方向

障害のある人もない人も、ともに社会の一員として生活し、活動する地域社会づくりを目指します。

### (3) 施策の体系

障害者福祉	福祉サービス <b>基盤の整備と充実</b> 地域での支え合いの推進 就労の促進と拠点の整備 <b>余暇活動・芸術活動の支援</b>
-------	---

### (4) 施策

福祉サービス**基盤の整備と充実**

#### A . **福祉サービス基盤の整備**

- ・ グループホームなど居住環境を整備するとともに、**安心して外出できるような基盤の整備を目指します。**

## B．在宅福祉サービスの充実

- ・ 補装具等の給付や重度障害者医療費等の各種助成制度の充実を図るとともに、ホームヘルプサービス等の支援費制度事業についても、周知の徹底と制度の充実を図ります。

## C．施設福祉サービスの充実

- ・ 地域における既存施設の有効活用のため、相互利用の推進やそれぞれのニーズに応じた施設の整備を図ります。

### 地域での支え合いの推進

#### A．地域障害者支援ボランティアの育成

- ・ 手話サークルや要約筆記サークル、点訳・音訳~~ボランティア~~サークルなど、障害のある人を支える地域障害者支援ボランティアやNPOの育成の取り組みを進めます。

#### B．保健・医療・福祉のネットワークの構築

- ・ 医療・保健関係機関との連携を図り、保健・医療・福祉のネットワークを構築し、総合的な支援を行います。

### 就労の促進と拠点の整備

#### A．雇用対策の推進

- ・ 公共職業安定所をはじめ、関係機関との連絡を強化し、障害者の雇用に関する啓発活動を推進するなど、雇用環境の整備を促進します。

#### B．就労施設の整備促進

- ・ 地域における昼間活動の場として重要な役割を果たしている福祉作業所や共同作業所等の施設の充実に努めます。

### 余暇活動・芸術活動の支援

- ・ ノーマライゼーションの理念に従い、障害のある人の余暇活動や芸術活動を支援します。

## 26. 児童福祉

### (1) 現況と課題

本市の5歳以下の乳幼児数は、平成7年の国勢調査での8,857人から、平成12年の国勢調査では8,738人となり、119人減少しており、少子化傾向にあります。

一方、市内には公立19園、私立8園の計27園の保育所がありますが、乳幼児人口が減っているにもかかわらず、女性の社会進出等の影響により、入所児童数は増加しています。

こうしたことから、保護者の保育料の負担の軽減を図るため、二人以上の子どもが保育所に通っている場合、一人のみ保育料を徴収し、他の子どもについては保育料を無料とする制度を実施しています。

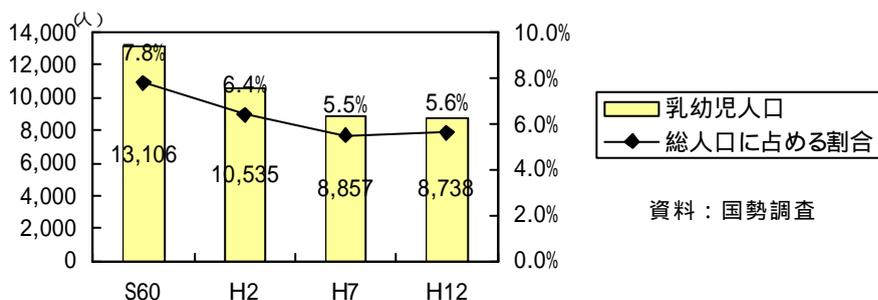
また、現在の社会情勢を反映させて、多様化する保育ニーズに応えるため、延長保育や一時保育、休日保育、病後児保育等の拡充に努めています。

さらに、子育て交流センターを設置して子育ての支援を行うとともに、会員相互で育児の支援を行うファミリーサポート事業や、育児に対する不安や悩みの相談、親子ふれあいの場を提供する子育て支援事業にも積極的に取り組んでいます。

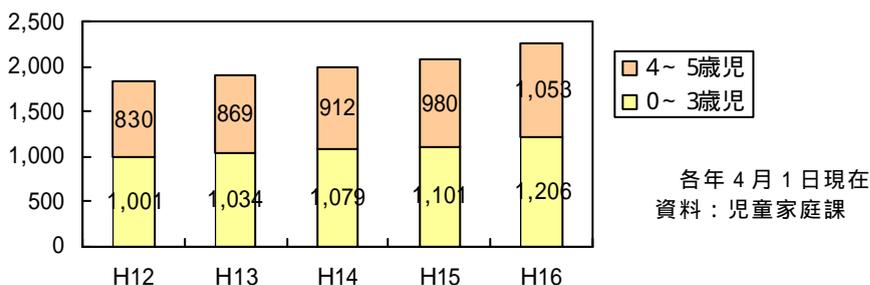
今後も、子どもを安心して育てられる地域社会の実現に向けて、子育てのための環境づくりを推進していくことが求められています。

また、新たな課題として、保育所と幼稚園の連携強化についても検討する必要があります。

グラフ 乳幼児人口の推移 (0～5歳)



グラフ 保育所入所児童数の推移



### (2) 施策の方向

子どもと子育てにやさしいまちを目指し、子どもを安心して育てることができる環境づくりを進めます。

### (3) 施策の体系

児童福祉	保育施設の整備・適正化 保育の充実 児童育成環境の整備 保育所・幼稚園の連携強化
------	---

### (4) 施策

#### 保育施設の整備・適正化

- ・ 保育ニーズへの適切な対応や良好な保育環境の確保を図るため、施設の整備・充実に努めるとともに、民営化の促進を図るなど、運営の健全化に努めます。

#### 保育の充実

##### A．特別保育事業の実施

- ・ 延長保育、一時保育、乳児保育、障害児保育、休日保育、病後児保育など、さまざまな保育ニーズへのきめ細かな対応に努めます。

##### B．保育士等の資質の向上

- ・ 多様化する保育ニーズに対応するため、研修制度を拡充し、保育士等の資質の向上を図ります。

##### C．保護者負担の軽減化

- ・ 2子以上入所世帯の1子以外の保育料の無料化や3子以上世帯における3才未満児の保育料の減額など、多子世帯に対する保護者負担の軽減に努めます。

#### 児童育成環境の整備

- ・ 地域における児童の活動拠点として、計画的に児童館の整備を図るとともに、児童クラブの充実に努めます。
- ・ 子育て交流センターを拠点とし、各保育所に設置する子育て支援センターと連携しながら、子育て支援に努めます。
- ・ 子育てに関するさまざまな問題に対応できるように、相談体制の充実に努めます。

#### 保育所・幼稚園の連携強化

- ・ 家庭や社会の要請、時代の変化への対応を図るため、両者の特性や地域の実情をふまえながら、保育所・幼稚園の連携強化に向けた研究を進めます。

## 27. 母子（父子）福祉

### (1) 現況と課題

母子（父子）家庭は、経済的な問題や精神的な悩み等を抱えているケースが多く、このため、児童扶養手当等の諸手当や医療費の助成等の経済的支援とともに、母子自立支援員、児童家庭相談員による生活相談等の精神面に対する支援に努めてきました。

また、安定した暮らしを実現するためには、就業の場の確保が大切であることから、公共職業安定所等と連携し、就労に向けての相談や情報提供等も実施してきたところです。

今後とも、諸手当の拡充や医療費等の助成、生活面での悩みや就労のための相談業務の充実など、経済的、精神的な自立支援に努めるとともに、子どもの健全育成を図っていく必要があります。

### (2) 施策の方向

母子（父子）家庭において親と子が、ともに健康で文化的な安定した生活が送れるように、生活支援策の充実や相談体制の拡充に努めます。

### (3) 施策の体系

母子（父子）福祉	経済的自立の支援 精神的自立の支援
----------	----------------------

### (4) 施策

#### 経済的自立の支援

- ・ 児童扶養手当等の諸手当の拡充とともに、就労の相談・情報提供や資格取得に対する支援、公営住宅優先入居制度等により、母子（父子）家庭の生活の安定と経済的自立を支援します。
- ・ 母子（父子）家庭の健康の増進と児童の健やかな成長を支援するため、医療費の一部助成を行います。

#### 精神的自立の支援

- ・ 母子自立支援員、家庭児童相談員、民生・児童委員等の連携により、生活実態を把握するとともに、子育てや生活面での専門的な相談体制を充実し、家庭の事情に応じて身近で適切な対応ができる相談業務の推進を図ります。
- ・ 母子（父子）家庭の精神的安定と生活の自立を促進するとともに、母子・寡婦福祉団体等の育成・支援に努めます。

## 28 . 社会保障制度

### (1) 現況と課題

社会保障制度は、市民のだれもが安心して健康的な生活が送れるように、社会全体でともに支え合う相互扶助の制度です。

このうち、国民健康保険は、市民の福祉と健康を維持する上で欠かせない制度ですが、急速な高齢化や疾病構造の変化、医療の高度化等によって、医療費は年々増加しており、国民健康保険の会計を圧迫しています。

このため、医療給付費等の支出見込額を的確に把握し保険料の決定を行い、保険料収入確保のため収納率の向上を図ることが必要であるとともに、加入者である市民の健康増進に努めていくことも重要です。

老人保健医療についても、高齢者の増加により、年々、医療費は増加傾向にあり、健全な運営と高齢者の健康保持に努める必要があります。

また、国民年金も今日の社会情勢により、未納・未加入者の増加や高齢少子社会の到来による現役世代の負担増が生じています。

今後さらに進む高齢化・少子化に対応できるよう、負担・給付・制度のあり方を踏まえての制度の改正と運営を図るとともに、制度に対する市民の理解を得るための周知、啓発に努めていくことが重要です。

生活保護制度は、さまざまな事情で生活に困っている人々に対して、その生活を保障する制度であるとともに、自立を支援していくことを目的としています。

被保護者世帯は、今日の社会経済情勢を反映して微増傾向にあり、中でも、高齢者の占める割合が高く、さらに一人暮らしの高齢者が増加しており、これらの人々が心豊かに安心して生活できるように、保護の適正実施に努めることが大切です。

### (2) 施策の方向

すべての市民が、将来にわたり健康で文化的な生活が送れるように、国民健康保険や国民年金制度の周知、啓発を図り、社会保障制度の充実を目指します。

### (3) 施策の体系

社会保障制度	国民健康保険 国民年金 低所得者福祉
--------	--------------------------

#### (4) 施策

##### 国民健康保険

###### A．運営の健全化

- ・ 保険料収入の確保の面から、口座振替の推進や収納強化策の活用により、財源の確保に努めます。

###### B．医療費の適正化

- ・ レセプト点検の充実強化、重複受診者等に対する適正受診の指導による医療費の適正化に努めます。

###### C．保健事業の充実

- ・ 訪問による日常生活指導をはじめ、家庭、学校、地域など、それぞれの場において健康管理意識の高揚に努めます。
- ・ 健康診断の推進による疾病の早期発見と予防や健康づくりのための各種健康相談等の保健事業を推進します。

##### 国民年金

###### A．相談業務の推進

- ・ 市民の年金制度に対する信頼と理解を深め、確実な受給権を確保するための相談業務の~~一層~~の充実を一層図ります。

###### B．制度啓発の推進

- ・ 広報やパンフレット等を通じて年金制度の周知、啓発に努めます。

##### 低所得者福祉

###### A．生活の安定支援

- ・ 要保護世帯等の低所得者対策として、安定した市民生活を営めるように、生活保障等の充実を図ります。

###### B．自立更生の支援

- ・ 関係機関との連携のもと、個々の実情に即した指導・援助が行われるように相談業務を拡充するとともに、各種制度や諸施策の活用を図りながら、就労の促進、技術の習得など、自立への支援に努めます。

###### C．救護施設の充実

- ・ 老朽化が進んでいる施設において、補修等の整備を進めます。

## 29 . コミュニティ

### (1) 現況と課題

一体感のあるまちづくりと各地域の新たな発展を図っていくことは、活力に満ちた周南市を創造していく上でたいへん重要となりますが、この基盤として期待されているのが各地域のコミュニティです。

徳山地域においては、全21の小学校区単位ごとに、コミュニティ推進協議会が設立され、それぞれの地域の特性を生かしながら、特色のあるコミュニティ活動が展開されています。

また、新南陽地域では、自治会連合会を中心に、他の公共的団体も加わり、地域内のコミュニティセンターや公民館等を活動拠点として活発な活動が展開されています。

熊毛地域、鹿野地域においては、ふるさとづくり推進会議等が中心となって活動が行われています。

このように、本市では、コミュニティ活動が積極的に展開されており、地域の発展に大きく貢献していますが、今後さらに、地域活動のリーダーとなる人材の発掘、養成を図るとともに、各地区のコミュニティ組織の連携を強化するため、横断的な組織を設置するなど、コミュニティ基盤の整備・充実に努めていくことが重要です。

超少子高齢社会等に対応していくためにも、地域の連帯感を深め、ともに支え合う地域社会を実現することが求められており、その役割を担う組織としてコミュニティの形成が期待されています。

### (2) 施策の方向

コミュニティ意識の高揚とコミュニティ組織に対する支援により、各地域における活動の活性化を図ります。

### (3) 施策の体系

コミュニティ	コミュニティ意識の高揚 コミュニティ組織の活性化 活動の場の充実
--------	--

### (4) 施策

コミュニティ意識の高揚

- ・ 住民が地域に誇りと愛着を持つことができるよう、地域のことを知り学び、地域の抱える課題を解消する活動を支援し、コミュニティ意識の高揚を図ります。

#### コミュニティ組織の活性化

- ・ 自治会や町内会等の地域を単位とする組織の再活性化に努めるとともに、増加しつつある趣味やまちづくりなど、特定の目的を持って組織された住民団体や、ボランティア団体、NPO等を支援し、両者の連携を促進して、コミュニティ組織の活性化を図ります。
- ・ コミュニティ活動の高度化、活性化を図るために、地域や団体の相互交流を促進し、連携強化を図ります。
- ・ コミュニティ・リーダーの発掘と育成に努め、インターネット等での情報発信により、人材の活用を図ります。

#### 活動の場の充実

- ・ コミュニティ活動の場として、公民館等の整備を行うとともに、自治会集会所等の整備に対する支援に努めます。
- ・ 地域の祭りやイベントのできる広場やゲートボール場、子ども広場の整備への支援に努めます。

## 30 . 健康づくり

### (1) 現況と課題

生涯にわたり健やかで心豊かに生活を送ることは市民共通の願いであり、健康に対する関心はますます高まっています。

こうした中、健康づくりは、それぞれの健康観に基づく一人ひとりの自主的、主体的な取り組みが基本となるとともに、地域社会全体で個人の健康づくりを支援する環境づくりが不可欠です。

このため、地域をあげて積極的に健康づくりを推進するために、各地域で住民参画による「健康づくり計画」を策定し、地域特性に応じた健康づくり事業を展開しています。

今後とも、市民の健康づくりに関する啓発や支援に努め、疾病の発病を予防する「一次予防」に一層重点的な取り組みを進めるとともに、早期発見、早期治療を目的とした各種健康診査の充実や健康管理システムを活用した健診結果に基づく健康相談、保健指導の実施等により、生涯を通じた市民の健康づくりを総合的に支援する体制づくりを進めていくことが重要です。

### (2) 施策の方向

心身ともに健やかな生活を支えるために、健康づくり計画に基づき、生涯現役のまちづくりを推進します。

### (3) 施策の体系

健康づくり	健康づくり活動の推進 保健指導等の充実
-------	------------------------

### (4) 施策

#### 健康づくり活動の推進

- ・ 健康づくりを目的とした市民活動グループの育成支援を行います。
- ・ 「健康づくり計画」に基づき、ウォーキングマップ等の作成やイベント・講座の開催等による啓発活動に努め、市民の健康づくり活動を促す環境づくりを進めます。

#### 保健指導等の充実

- ・ 各種健診データの一元管理を行う健康管理システムを活用した継続性のある保健指導の推進により、生涯を通じた健康支援に努めます。
- ・ 生活習慣病の予防対策として、各種健康診査をはじめ、健康相談、健康教育、訪問指導や正確で迅速な情報提供に努め、一人ひとりに応じた保健指導の充実に努めます。

## 3 1 . 医療

### ( 1 ) 現況と課題

本市の医療は周南医療圏の中心都市として、医療機関の数、診療科目数、診療設備等についても充実しており高い水準にあります。

こうした中、より高い地域の医療ニーズに応えるため、新南陽市民病院を設置するとともに、地理的条件により医療に恵まれない離島や山間部における地域医療の充実を図るため、徳山地域に 7 箇所、熊毛地域に 1 箇所、鹿野地域に 1 箇所、計 9 箇所の診療所を設けています。

特に、新南陽市民病院は内科、外科、整形外科、泌尿器科、脳神経外科、眼科、麻酔科の 7 つの標榜科目があり、病床数は 150 床を数え、本市西部の中核医療施設としての役割を果たしていますが、さらに診療科目の新設や外来棟の拡張、各診療室の拡充、健診センターの設置等を検討し、施設の一層の充実や経営の安定化を図っていくことが必要です。

また、休日・夜間の救急医療を確保するため、休日夜間急病診療所を設け、医師会や薬剤師会、放射線技師会等の関係団体等の協力を得て、初期の救急医療に対応するとともに、重症患者(二次)の救急医療に対応するため、周南地域の医療機関が協力し輪番制による診療を実施しているほか、県内の他の地域に先駆けて、輪番制病院を支援する小児二次救急医療を実施する医療機関を設け、小児救急医療体制の充実にも努めています。

今後、高齢化の進展への対応として、より有効的な医療サービスを実施するため、保健や福祉との相互の連携を一層強化し、総合的な取り組みを行っていくことが求められており、さらに医療に対する市民のニーズの高度化・多様化への対応も必要となっています。

### ( 2 ) 施策の方向

市民のだれもが~~生きがいを持ち~~、住み慣れた地域で健やかに生活できるように地域医療及び救急医療体制の充実を図ります。

### ( 3 ) 施策の体系

医療	地域医療体制の充実 救急医療体制の充実 市民病院・診療所経営の健全化
----	--

#### (4) 施策

##### 地域医療体制の充実

###### A . 関係機関との連携

- ・ 医師会・医療機関、歯科医師会、薬剤師会等の関係団体・関係機関及び保健、福祉サービス機関との連携の強化を図りながら、地域医療体制の整備拡充に努めます。

###### B . 医療技術者の養成機関の充実

- ・ 医療技術者の養成及び人材の確保を図るため、看護学校等の養成研修機関の整備拡充に対する支援に努めます。

###### C . 病・診連携強化への支援

- ・ 医師会との協力により病院と診療所の機能分担及び連携強化への支援を図ります。

##### 救急医療体制の充実

- ・ 周南地域の医師会をはじめとする関係団体、関係機関との連携をさらに強化し、休日・夜間を含めた救急医療体制の充実に努めます。

##### 市民病院・診療所経営の健全化

- ・ 市民病院の維持管理経費の節減を図り、効率的な経営に努めます。
- ・ 経営の健全化を図りながら、他の医療機関との機能分担や連携を進め、診療科目の増設や健診センターの設置について検討します。
- ・ 直営の診療所の経営健全化を図るとともに、公設の診療所の経営安定化のための支援を行い、市民のニーズに沿った医療体制の整備を図ります。

## 3 2 . 防犯

### ( 1 ) 現況と課題

本市ではこれまで「犯罪や事故のない安全で明るい社会」を目指して、警察署や防犯協議会と連携するとともに、市民と一体となって社会を明るくする運動等に取り組んできました。

こうした取り組みにより、大きな事件や事故は発生していないものの、全国的には犯罪件数が増加し、加えて犯罪が多様化、凶悪化、低年齢化する傾向にあることなどから、市民の防犯に対する意識が急速に高まっており、平成 16 年にはボランティアグループ「安心周南づくり隊」が結成され、自主的な防犯活動が行われています。

今後とも、明るく住みよい地域社会の実現に向けて、「自らの地域は自らが守る」という認識のもと、地域安全活動を積極的に推進し、各種犯罪や事故の防止に努めていくことが必要です。

### ( 2 ) 施策の方向

警察署や地域組織等と連携、協力して、防犯活動を推進します。

### ( 3 ) 施策の体系

防犯	防犯施設の整備・充実 関係団体との連携 防犯教育の充実
----	-----------------------------------

### ( 4 ) 施策

#### 防犯施設の整備・充実

- ・ 防犯灯設置に対する支援や「こども 110 番の家」の設置など、「犯罪を起こさせない」安全なまちづくりを推進します。

#### 関係団体との連携

- ・ 警察署や防犯協議会、防犯ボランティアなど、関係各機関と連携、協力しながら、パトロール活動や情報交換を行うなど、地域が一体となった防犯活動を展開します。

#### 防犯教育の充実

- ・ 学校教育や地域活動など、さまざまな場面で非行・犯罪防止ならびに防犯教育を行い、防犯に対する意識向上と青少年の健全育成に努めます。

### 3 3 . 交通安全

#### ( 1 ) 現況と課題

本市における交通事故の発生件数は平成 15 年度において 1,051 件で前年度と比較すると 100 件の減少となっており、これに伴って、傷者の数も平成 14 年度の 1,346 人から 1,242 人へと減少していますが、死者数は 15 人で、平成 14 年度と同数となっています。

また、高齢化の進展により、高齢者の交通事故の増加が全国的にも大きな問題となっており、本市においても、交通事故に占める高齢者の割合が高く、平成 15 年度における死亡者数のうち、約半数が高齢者という状況となっています。

こうした中、警察署をはじめとする関係機関、団体との緊密な連携のもと、全市的に交通安全を推進していく組織として設置した交通安全対策推進協議会を中心に、交通安全に対する意識の高揚を図るため、交通安全教室や啓発活動に取り組んでいます。

また、重大事故が多発している危険箇所の点検や改良など、道路管理者と協議しながら交通安全施設の整備、充実に努めています。

今後とも、交通事故件数を減らすため、運転手や歩行者等の交通マナーの向上を目指し、特に児童・生徒への交通安全教育の推進、高齢者の交通事故防止対策の強化を図るとともに、危険箇所の解消やガードレール、カーブミラー等の安全施設の整備、充実に努め、安全で住みよい交通社会づくりを進めていくことが重要です。

交通事故発生状況の推移

	H11 年度	H12 年度	H13 年度	H14 年度	H15 年度
交通事故件数	1,197	1,186	1,148	1,151	1,051
負傷者	1,374	1,384	1,346	1,346	1,242
死者	12	8	13	15	15

資料：生活安全課

#### ( 2 ) 施策の方向

交通事故多発箇所や通学路の安全確保対策の積極的な推進を図るとともに、交通安全教育の充実に努めます。

#### ( 3 ) 施策の体系

交通安全	ひとと車の共生 交通安全意識の高揚
------	----------------------

#### (4) 施策

##### ひとと車の共生

##### A . 交通事故多発箇所の解消

- ・ 交通事故多発箇所については、十分な検証を行い、信号・交通標識や横断歩道、カーブミラー等の安全施設の設置や道路整備により、交通事故の防止に努めます。

##### B . 交通環境の整備

- ・ 違法駐車や違法駐輪は通行の障害になり、事故の一因ともなるため、駐車場・駐輪場の活用と、警察等の関係機関との協力による違法駐車取締り強化など、安全で障害のない交通環境の整備に努めます。

##### 交通安全意識の高揚

##### A . 交通安全啓発活動の推進

- ・ 「交通事故0の日」を設置し、交通安全を繰り返し呼びかけることにより、市民の交通安全意識の高揚を図ります。

##### B . 交通安全教育の推進

- ・ 交通教育センターを活用し、幼児から高齢者まで、歩行者や自転車利用者がさまざまな知識や技術を修得し、正しい交通ルールと交通マナーの実践するための交通安全教育を推進します。

##### C . 安全運転の励行

- ・ 警察署や交通安全協会、地域組織等と協力し、交通安全の啓発活動を強化し、思いやりのあるドライバーを育成します。

## 34. 防災

### (1) 現況と課題

市民の生命や財産を地震や火災等から守り、安心して暮らせるまちづくりを行っていくことは重要課題の一つです。

本市は台風や地震等が比較的少なく、これまで市民生活に重大な影響を及ぼす大きな災害はありませんでしたが、平成15年に実施した市民アンケートにおいても、今後のまちづくりのイメージとして「安心・安全」が最も高い値を示しており、市民の防災に対する意識が非常に高いことがわかります。

こうしたことから、万一の災害に備えて、避難場所の確保や避難路の整備を図るとともに、毛布や土のう袋等の備蓄に努めています。

また、防災無線の整備を図る一方、最近開局したコミュニティFM局と非常時における防災情報の放送について協定を結ぶなど、大規模災害を想定した基盤づくり、体制づくりを進めています。

今後とも、平成16年に策定した「周南市地域防災計画」に基づいて、防災資機材や避難施設、避難路の整備、充実を行うとともに、「自分たちの地域は自分たちで守る」という地域助け合いの精神のもと、自主防災組織や災害ボランティア等の育成を図っていくことが非常に重要です。

また、防災訓練等を通じて、常日頃から防災意識の向上に努めることが大切です。

### (2) 施策の方向

「発生防止」と「備え」の両面から総合的な防災対策を推進するとともに、危機管理上の**広報活動を強化**し、市民とともに災害に強い安全なまちづくりを進めます。

### (3) 施策の体系

防災	災害を防ぐまちづくり 災害時に強いまちづくり 地域防災活動の充実
----	--

### (4) 施策

災害を防ぐまちづくり

#### A. 耐震化・耐火性の改善

- 多くの公共施設が災害発生時の避難場所にも指定されていることから、公民館や学校、公営住宅の耐震化、耐火性向上事業を重点的に実施し、公共施設の安全性の確保に努めます。

## **B . 安全な市街地の形成**

- ・ 木造家屋の密集地や消防車のアクセスが困難な地域等の解消を目指し、土地区画整理事業を推進し、道路の拡幅や避難地としての公園（オープンスペース）の確保など、安全な市街地形成に向けた事業を積極的に展開します。
- ・ 電線等の地中化事業を進め、ライフラインの確保に努めます。
- ・ コンビナート等の危険物の安全対策についても事業者にも協力を要請します。

## **C . 危険地対策の推進**

- ・ 急傾斜地の土砂崩れや地すべり、河川や傾斜地における土石流等の防止対策を推進するほか、定期的なパトロールを行うなど、災害発生の未然防止に努めます。

### 災害時に強いまちづくり

- ・ 旧市町で異なっている避難場所の指定基準を統一し、効率的な避難地と避難経路の確保、防災資機材の充実に努めます。
- ・ 市役所を基点として各地域に効率的に情報を伝達する防災無線を整備し、災害の発生時に被害を最小限に食い止めるための施策の充実に努めます。

### 地域防災活動の充実

#### **A . 市民組織の立ち上げ**

- ・ 各地区で防災訓練や防災マップづくり等の各種活動を行い、市民の防災意識の向上や災害ボランティアの育成に努めるとともに、地域コミュニティによる自主防災組織の育成、強化を図ります。

#### **B . 事業者との協力体制の強化**

- ・ 民間事業所とも災害時の協力体制について確認を行い、官民一体となって非常事態を乗り切ることができる体制の構築を図ります。

### 3 5 . 消防

#### ( 1 ) 現況と課題

本市における平成 15 年中の火災件数は 67 件で、地域別に見ると、徳山地域が 49 件、新南陽地域が 9 件、熊毛地域が 6 件、鹿野地域が 3 件で、火災原因の主なものとしては、たき火やたばこ、コンロ、放火の疑いとなっています。

本市の消防体制は、徳山地域、新南陽地域、鹿野地域は市の常備消防（消防本部）が管轄していますが、熊毛地域については、光地区広域消防組合に加入しており、両者の連携強化、あるいは、一元化が課題となっています。

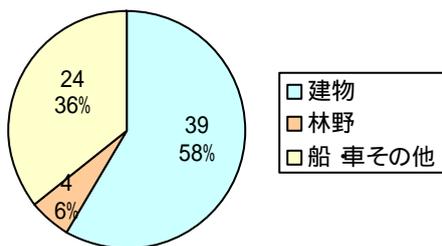
また、近年、大規模な火災はないものの、臨海部には石油やガス等の引火性の高い貯蔵施設や、これらを取り扱う事業所が多く、また、市街地を中心に都市化が一層進展し、建築物もますます高層化する傾向にあります。

このような状況に対応するため、大型化学消防車をはじめ、救助工作車等の消防資機材の充実や、隊員の資質の向上等にも努めるとともに、消防無線の整備を図るなど、消防体制や基盤の整備を進めてきましたが、一層の充実・強化が求められています。

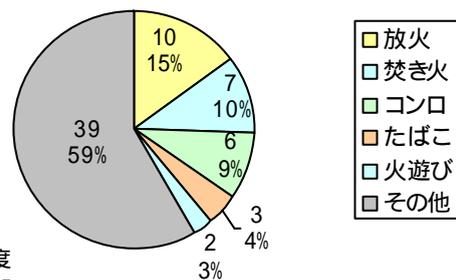
火災の発生状況 (件数等)

	H 11 年度	H 12 年度	H 13 年度	H 14 年度	H 15 年度
火災件数	58	66	49	74	67
焼失棟数	40	58	40	34	50
負傷者	5	9	9	6	12
死者	0	3	0	2	6

グラフ:火災の発生状況 (種類別)



グラフ:火災の発生状況 (原因別)



平成 15 年度  
資料:消防本部

#### ( 2 ) 施策の方向

市民の生命と財産を守るため、施設の更新や組織体制の充実により、火災の予防と消防力の強化に努めます。

#### ( 3 ) 施策の体系

消防	消防団の組織充実と消防力の強化
----	-----------------

#### (4) 施策

##### 消防団の組織充実と消防力の強化

##### A . 効率的な管轄体制の構築

- ・ 二つに分かれている本市の消防体制について、**消防団の組織の充実を図るとともに、**活動の迅速性、安全性等を考慮しながら、最善の活動のための方向性を検討していきます。
- ・ 無線や緊急通報体制のさらなる充実を図り、現場到着時間の短縮化を図ります。

##### B . 消防装備の強化

- ・ 消防力の強化を図るため、消防車両の計画的な更新を行うとともに、老朽化した各消防署所の整備に努めます。
- ・ 沿岸部の工業地帯における災害に備え、化学消火剤の備蓄など、設備の強化に努めます。

##### C . 消防水利の整備

- ・ 消防水利の不足しがちな山間部を中心に防火水槽を整備するほか、耐震性防火水槽の計画的な設置を図ります。

##### D . 高度な能力を持った消防署員の育成

- ・ 臨海部には全国屈指の石油コンビナートを有し、また建築物高層化や高速道路の整備など、これらの特殊災害に備えた高度な消防活動が求められることから、消防学校における技術、知識の習得など、署員の教育訓練に積極的に取り組みます。
- ・ 計画的な人員補充、育成を図り、活動の質の維持・強化に努めます。

##### E . 消防団の充実

- ・ 老朽化が進む消防機庫や消防団の車両を更新し、消防力の強化に努めます。
- ・ 青年層からの入団を促進することにより、団員の若返りによる活性化を図ります。

##### 予防体制の強化

##### A . 各種訓練・啓発事業の実施

- ・ 子どもたちで組織する幼年・少年消防クラブなど、市内に 19 団体ある消防クラブの活動を通じて、正しい防災・防火知識の普及に努めるとともに、市民対象の防火講習会や訓練活動等を通じて、初期対応の迅速化を図ります。

##### B . 検査、指導の実施

- ・ 危険物を取り扱う事業所への立入検査を定期的実施し、安全確保に努め、火災の起こりにくいまちの実現を図ります。

##### C . 住宅防火対策の実施

- ・ 高齢化・核家族化が一層進展する中、市民の生命・財産を火災等から守るため、消防団や防火クラブ等と連携し、住宅防火診断等を通じて、安全で安心して暮らせるまち

づくりを推進します。

## 36 . 救急・救助

### (1) 現況と課題

救急救助活動は、市民の生命、身体を守る大変重要な業務です。

本市においては、16名（平成16年3月末現在）の救急救命士を中央消防署、東消防署、西消防署に配置し、救急出場に対応していますが、高齢化の進展等の影響により、出場件数が年々増加する傾向にあり、平成15年中においては、5,329件（一日平均約15件）となっています。

こうした救急医療ニーズに対応していくため、救急救命士を計画的に養成し、各消防署所に配置していくことが必要であるとともに、特殊災害、交通事故等に対応し、多様かつ高度な救急活動、救助活動を実施するため、救急隊員・救助隊員の能力向上と、救急、救助資機材及び車両の整備も必要であり、これにともなって、各消防署所への高規格救急車や救助工作車の配備が求められています。

さらに、救命処置をより効果的なものとするためには、医療機関との一層の連携強化に努め、救急業務の高度化に取り組んでいくことが重要です。

また、救急車が到着するまでの間の応急手当が非常に大切となることから、啓発活動や普通救命講習などによる市民への知識や技術の普及が重要です。

### (2) 施策の方向

市民の誰もが安心できる救急・救助体制の構築を目指します。

### (3) 施策の体系

救急・救助	救急体制の充実 救助体制の充実
-------	--------------------

### (4) 施策

救急体制の充実

#### A . 救急体制の充実

- ・ 救急隊を適正に配置するとともに、メディカルコントロール\* 体制を基本とした、救急医療機関との密接な連携により、円滑な救急業務体制を整備します。
- ・ 救命率の向上を図るため、高規格救急自動車等の計画的な配備や救急救命士の育成に積極的に取り組みます。
- ・ 高度救命処置用資機材、高規格救急車の整備に努めます。

#### B . 応急手当の普及啓発

- ・ 救命には初期の応急処置が重要なことから、市民の応急手当の知識や技術の向上に向けた普及啓発に努めます。

#### 救助体制の充実

- ・ 救助隊の充実強化に努め、高度な救助技術の習得など、隊員の教育訓練を推進するとともに、救助資機材の整備と救助工作車等の配備に努めます。

#### メディカルコントロール

救急現場から医療機関へ搬送されるまでの間において、救急救命士等に医行為が委ねられる場合、医行為を医師が指示または指導、助言並びに検証してそれらの医行為の質を保障すること。

### 37. 市民相談

#### (1) 現況と課題

急激な社会変化等により、市民生活を取り巻く環境も大きく変化しており、これにともなって、市民が直面する問題も多岐にわたっています。

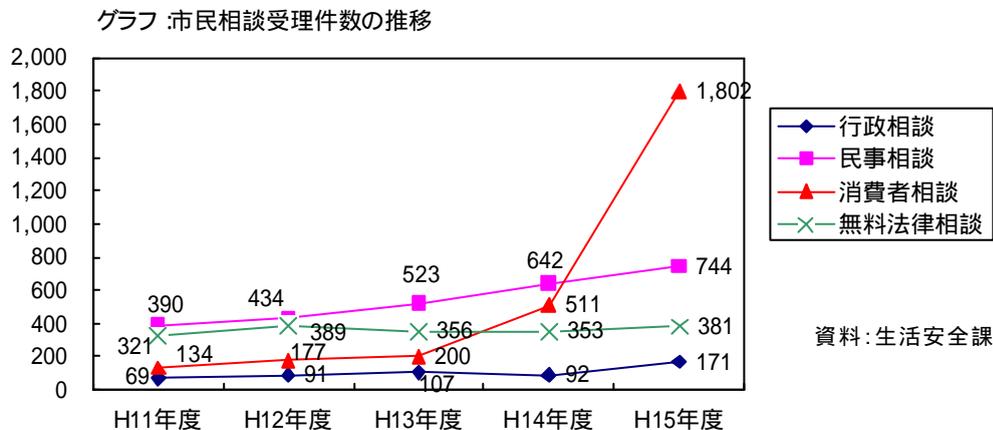
こうした市民の日々の暮らしの中で発生する悩みや問題に対応するため、専門の相談員や職員を配置し、行政相談や民事相談、消費者相談、あるいは無料の法律相談等の相談業務にあたっています。

特に、経済情勢等を反映して、架空請求・多重債務、内職商法や訪問販売等の消費生活にかかわるトラブルが大幅に増え、その内容は複雑、深刻なものとなっています。

こうしたことから、急増し複雑化する消費者問題への対応として、平成16年に新たに消費生活センターを設置し、相談体制の充実に努めています。

今後とも、相談件数の増加や相談内容の多様化が予想されることから、市民が安心して暮らすことのできる生活を確保、支援するため、専門相談員、職員等の資質向上に努めるとともに、県・警察・各種団体等との連携、協力により、相談体制の拡充を図ることが必要です。

また、市民がこうしたトラブルに巻き込まれないよう、未然に被害を防ぐことが大切であることから、啓発活動の一層の充実に努めることが大変重要です。



#### (2) 施策の方向

暮らしにかかわる各種の相談体制の充実に努めるとともに、複雑化、高度化する消費者相談に対応できるように、専門相談員や職員の適正配置と資質の向上に努めます。

#### (3) 施策の体系

市民相談	相談体制の充実 消費者問題に関する啓発活動の充実・推進
------	--------------------------------

#### (4) 施策

##### 相談体制の充実

- ・ 職員や専門相談員の資質の向上を図るとともに、無料法律相談の開催や消費生活センターの充実など、相談体制の拡充に努めます。

##### 消費者問題に関する啓発活動の充実・推進

- ・ 消費者問題等に関する被害の未然防止の観点から、出前講座など、各種啓発活動の充実を図り、問題や悩みの発生を未然に防ぐことに努めます。